

# 平成29年度 主たる事業の報告

(平成29年度事業報告書 一部抜粋)

## 第3章 加入者数、事業所数、医療費等の動向

### (1) 加入者、事業所の動向

協会の加入者数や事業所数は、ここ数年、増加傾向にあります。図表 3-1 は直近 10 年間の数値と伸び率になりますが、29 年度の事業所数の伸びは 6.0% と高く、依然として加入者数の伸びを大きく上回っています<sup>1</sup>。

それぞれの 29 年度末まで（標準報酬月額は年度平均）の動向については、以下のとおりです。

加入者数は 3,894 万 1 千人となり、前年度に比べ 85 万人（2.2%）増加しました。

このうち、被保険者数は 2,321 万 5 千人となり、前年度に比べ 77 万 4 千人（3.4%）増加しています。任意継続被保険者数は 26 万 2 千人となり、前年度に比べ 1 万 1 千人（4.3%）減少しました。なお、29 年度中に新たに被保険者となった方の数は、509 万 8 千人となっています（月別の新規加入者数は図表 3-2 参照）。

また、被扶養者数も増加し、1,572 万 6 千人となりました。前年度に比べ 7 万 7 千人（0.5%）増加しています。

なお、近年の被保険者の増加傾向については、東京や埼玉、千葉、神奈川などの大都市圏において特に顕著に現れています（図表 3-4 参照）。

平均標準報酬月額は 285,059 円となり、前年度に比べ 1,708 円（0.6%）増加しました<sup>2</sup>。

適用事業所数は 211 万 3 千事業所となり、前年度に比べて 11 万 9 千事業所（6.0%）増加しました。29 年度中に 17 万事業所が新たに協会の適用事業所となり、5 万 1 千事業所が休廃止等によって協会の適用事業所ではなくなりました。

協会と健康保険組合等との間での事業所の異動に関しては、図表 3-5 に 20 年度以降の状況を示しています。29 年度も協会から健康保険組合等に移った事業所数が健康保険組合等から協会に移った事業所数を上回りました<sup>3</sup>。具体的には、713 事業所（被保険者数 3 万 6 千人、被扶養者数 2 万 4 千人、平均標準報酬月額 37 万円）が協会から健康保険組合等に移りました（前年度に比べ 410 事業所減少）。反対に、218 事業所（被保険者数 2 万 7 千人、被扶養者数 2 万人、平均標準報酬月額 29 万 3 千円）が健康保険組合等から協会に移りました（前年度に比べ 556 事業所減少）。29 年度に健康保険組合等に移った事業所と協会に入ってきた事業所の平均標準報酬月額の水準の差は 7 万 7 千円であり、比較的標準報酬月額の水準が高い事業所を中心として健康保険組合等に移っています。

<sup>1</sup> 近年の事業所数や加入者数の増加要因は、景気による影響のほか、日本年金機構の未適用事業所に対する適用促進対策による影響があります。なお、被保険者数の増加要因については、28 年度以降は 28 年 10 月から施行されている短時間労働者に対する適用拡大による影響もあります（事業所数、被保険者数、被扶養者数の増加傾向については図表 3-3 を参照）。

<sup>2</sup> 賃金の伸びについては、28 年度の 1.1% の伸びと比較して半減しました。これは、28 年度に制度改正（標準報酬月額の上限の引上げ）の影響があり、被保険者の賃金水準の上昇以外の要素を含んだ高い伸びとなっていたことが要因です。

<sup>3</sup> 28 年度に健康保険組合等に移った加入者数が大幅に増加した要因の 1 つとしては、28 年度に大規模の健康保険組合が設立されたことによる影響があります。

〔(図表 3-1) 加入者、事業所等の動向〕

(加入者数などの人数:千人、平均標準報酬月額:円、適用事業所数:千カ所)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加入者数	34,722 (▲4.4%)	34,846 (0.4%)	34,863 (0.0%)	34,895 (0.1%)	35,122 (0.7%)	35,662 (1.5%)	36,411 (2.1%)	37,184 (2.1%)	38,091 (2.4%)	38,941 (2.2%)
被保険者数	19,506 (▲1.6%)	19,529 (0.1%)	19,592 (0.3%)	19,643 (0.3%)	19,884 (1.2%)	20,315 (2.2%)	20,914 (2.9%)	21,590 (3.2%)	22,441 (3.9%)	23,215 (3.4%)
うち任意継続 被保険者数	462 (7.2%)	520 (12.7%)	406 (▲22.0%)	354 (▲12.8%)	338 (▲4.5%)	321 (▲5.0%)	300 (▲6.6%)	287 (▲4.3%)	273 (▲4.8%)	262 (▲4.3%)
被扶養者数	15,216 (▲7.8%)	15,317 (0.7%)	15,271 (▲0.3%)	15,252 (▲0.1%)	15,239 (▲0.1%)	15,346 (0.7%)	15,497 (1.0%)	15,594 (0.6%)	15,649 (0.4%)	15,726 (0.5%)
平均標準報酬月額	285,156 (0.1%)	280,149 (▲1.8%)	276,217 (▲1.4%)	275,307 (▲0.3%)	275,295 (▲0.0%)	276,161 (0.3%)	277,911 (0.6%)	280,327 (0.9%)	283,351 (1.1%)	285,059 (0.6%)
適用事業所数	1,607 (1.6%)	1,625 (1.1%)	1,623 (▲0.1%)	1,621 (▲0.1%)	1,636 (0.9%)	1,681 (2.7%)	1,750 (4.1%)	1,859 (6.2%)	1,994 (7.3%)	2,113 (6.0%)

※1 括弧内は前年度対比の増減率

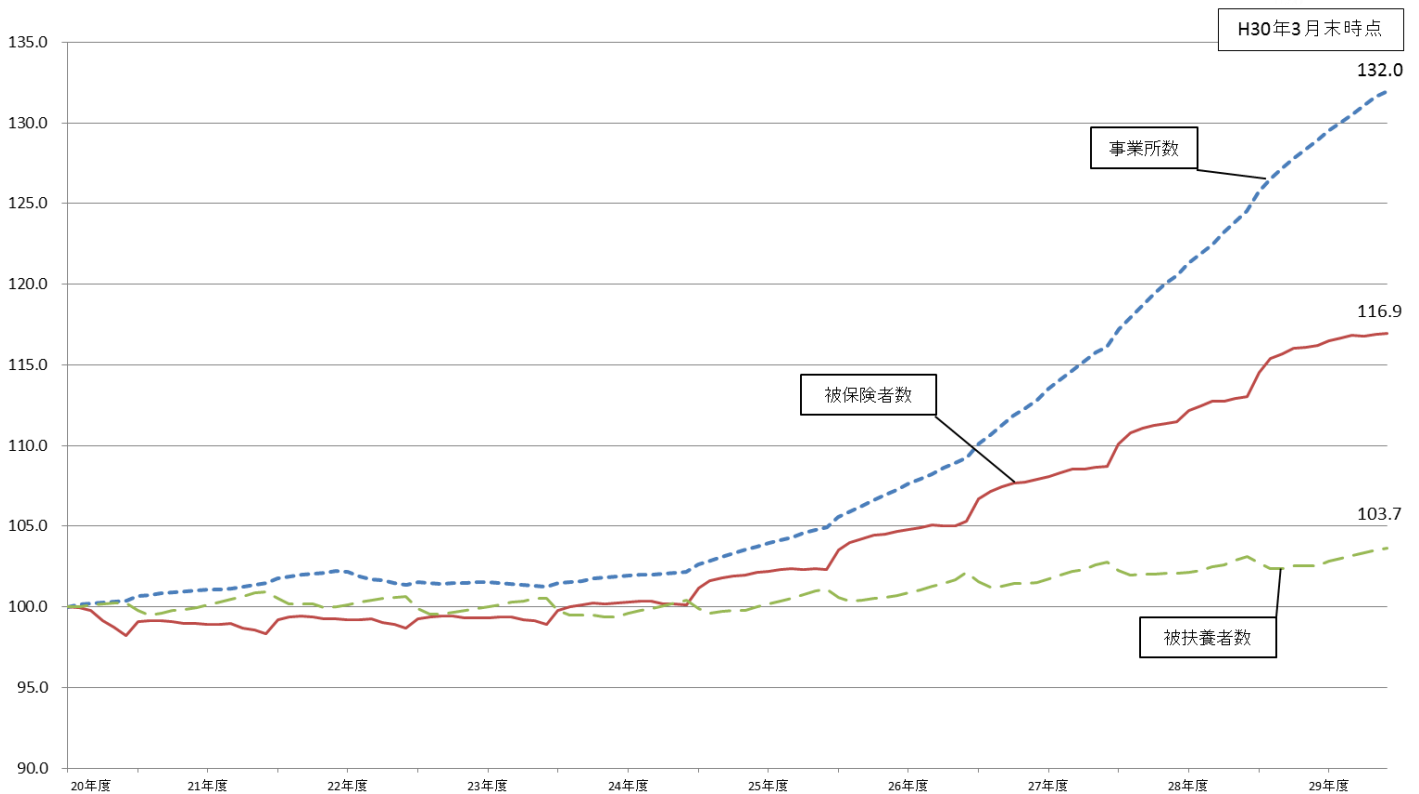
※2 「加入者数」などの人数及び事業所数は年度末の数値、標準報酬月額は年度平均の数値

〔(図表 3-2) 29年度の月別の新規加入者数等の推移〕

(単位:万人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規加入者数	154.7	87.6	63.7	62.8	58.4	57.8	69.2	55.4	50.9	57.0	53.6	56.7	827.8
被保険者数	108.3	54.3	38.3	37.6	34.4	34.5	41.6	33.1	29.8	33.2	31.0	33.6	509.8
被扶養者数	46.4	33.3	25.5	25.2	24.0	23.2	27.6	22.3	21.1	23.8	22.6	23.1	318.0
資格喪失者数	131.2	75.4	57.5	53.9	57.5	54.8	59.8	48.7	45.0	55.6	49.0	53.7	742.0
被保険者数	78.4	37.6	32.0	31.2	33.4	31.5	36.3	29.1	26.5	34.2	29.6	32.6	432.3
被扶養者数	52.9	37.8	25.4	22.7	24.1	23.3	23.5	19.6	18.5	21.4	19.4	21.0	309.7

〔(図表 3-3) 協会けんぽの事業所数・被扶養者数の推移 (指数)〕



※ 平成20年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100.0とし、その後の数値を指数で示しています。

〔(図表 3-4) 年度末時点での被保険者数の推移〕

(単位：人)

	26年度	27年度	前年度対比 (増減率%)	28年度	前年度対比 (増減率%)	29年度	前年度対比 (増減率%)
北海道	987,088	1,005,802	1.90	1,035,885	2.99	1,059,575	2.29
青森	250,741	257,919	2.86	266,776	3.43	271,511	1.77
岩手	248,586	251,215	1.06	255,761	1.81	258,498	1.07
宮城	414,999	426,767	2.84	439,849	3.07	451,629	2.68
秋田	197,819	199,978	1.09	201,773	0.90	203,497	0.85
山形	232,291	235,694	1.46	244,588	3.77	247,818	1.32
福島	378,884	387,463	2.26	402,431	3.86	410,847	2.09
茨城	367,140	381,462	3.90	401,003	5.12	417,745	4.18
栃木	289,415	297,237	2.70	305,960	2.93	316,821	3.55
群馬	327,724	338,269	3.22	350,646	3.66	362,462	3.37
埼玉	659,577	696,448	5.59	747,922	7.39	788,737	5.46
千葉	461,080	490,168	6.31	533,491	8.84	571,297	7.09
東京	2,422,705	2,586,704	6.77	2,796,355	8.10	2,976,135	6.43
神奈川	790,656	836,935	5.85	896,571	7.13	948,931	5.84
新潟	469,941	479,908	2.12	486,956	1.47	493,969	1.44
富山	238,461	247,281	3.70	251,148	1.56	255,112	1.58
石川	254,408	260,286	2.31	267,771	2.88	272,570	1.79
福井	170,920	172,806	1.10	176,580	2.18	179,761	1.80
山梨	137,087	140,823	2.73	145,133	3.06	149,664	3.12
長野	364,588	372,072	2.05	380,192	2.18	388,608	2.21
岐阜	395,709	407,278	2.92	422,960	3.85	435,802	3.04
静岡	567,240	582,420	2.68	598,568	2.77	615,910	2.90
愛知	1,303,361	1,346,405	3.30	1,391,523	3.35	1,448,464	4.09
三重	280,280	287,592	2.61	295,126	2.62	305,309	3.45
滋賀	192,265	196,236	2.07	198,598	1.20	203,101	2.27
京都	478,270	488,418	2.12	504,171	3.23	514,131	1.98
大阪	1,731,567	1,781,120	2.86	1,854,346	4.11	1,938,959	4.56
兵庫	792,218	810,722	2.34	836,147	3.14	861,634	3.05
奈良	164,874	168,716	2.33	172,896	2.48	177,646	2.75
和歌山	158,647	161,762	1.96	165,024	2.02	168,548	2.14
鳥取	119,720	121,167	1.21	123,392	1.84	125,115	1.40
島根	152,487	151,558	▲ 0.61	151,850	0.19	152,368	0.34
岡山	402,538	409,964	1.84	422,928	3.16	425,079	0.51
広島	587,814	602,664	2.53	622,903	3.36	635,792	2.07
山口	249,723	253,052	1.33	254,969	0.76	257,317	0.92
徳島	153,561	156,782	2.10	158,806	1.29	161,692	1.82
香川	215,068	221,206	2.85	225,514	1.95	229,797	1.90
愛媛	291,336	297,187	2.01	302,932	1.93	307,604	1.54
高知	149,548	152,030	1.66	153,885	1.22	155,268	0.90
福岡	1,011,358	1,037,717	2.61	1,065,384	2.67	1,093,753	2.66
佐賀	166,488	168,532	1.23	170,315	1.06	173,163	1.67
長崎	257,725	260,927	1.24	266,536	2.15	270,736	1.58
熊本	357,034	362,927	1.65	368,158	1.44	378,248	2.74
大分	234,553	239,960	2.31	244,950	2.08	247,767	1.15
宮崎	222,076	227,088	2.26	231,777	2.06	236,828	2.18
鹿児島	337,420	341,500	1.21	347,658	1.80	354,503	1.97
沖縄	277,198	290,101	4.65	303,067	4.47	315,292	4.03
全 国	20,914,188	21,590,268	3.23	22,441,174	3.94	23,215,013	3.45

〔(図表 3-5) 協会と健康保険組合等との間での事業所の異動について〕

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
協会から健康保険組合等への異動	事業所数	2,331事業所	1,560事業所	2,006事業所	1,409事業所	1,312事業所	988事業所	915事業所	855事業所	1,123事業所	713事業所
	被保険者数	143千人	105千人	128千人	84千人	67千人	73千人	47千人	53千人	140千人	36千人
	被扶養者数	106千人	70千人	87千人	62千人	46千人	52千人	32千人	34千人	85千人	24千人
	平均標準報酬月額	335千円	336千円	323千円	334千円	332千円	328千円	342千円	343千円	382千円	370千円
健康保険組合等から協会への異動	事業所数	769事業所	1,573事業所	688事業所	886事業所	598事業所	1,164事業所	2,078事業所	531事業所	774事業所	218事業所
	被保険者数	59千人	74千人	70千人	11千人	49千人	42千人	72千人	32千人	36千人	27千人
	被扶養者数	58千人	54千人	56千人	9千人	31千人	34千人	62千人	27千人	25千人	20千人
	平均標準報酬月額	308千円	266千円	268千円	283千円	262千円	288千円	304千円	296千円	287千円	293千円

## (2) 医療費の動向

29年度の医療費総額（医療給付費と自己負担額の合計額）は、6兆8,963億円となり、前年度と比べて5.0%の増加となっています（図表 3-6 参照）。

このうち、医療給付費は5兆3,770億円で前年度に比べて5.1%の増加（現物給付費は5兆2,601億円で前年度に比べ5.2%の増加、現金給付費は1,170億円で前年度に比べ0.6%の増加）、その他の現金給付費は4,314億円で前年度に比べて4.4%の増加となっており、保険給付費（医療給付費とその他の現金給付費の合計額）が5兆8,084億円と前年度に比べて5.0%の増加となっています。

また、加入者1人当たりでみると、医療費総額は178,344円となり、前年度と比べて2.4%の増加となっています（図表 3-7 参照）。

このうち、医療給付費は139,054円で、前年度に比べて2.5%の増加（現物給付費は136,029円で前年度に比べ2.6%の増加、現金給付費は3,025円で前年度に比べ1.9%の減少）、その他の現金給付費は、11,156円で前年度に比べて1.8%の増加となっており、保険給付費が、150,210円と前年度に比べて2.4%の増加となっています（医療費の動向についての詳細は、巻末の参考資料「協会けんぽの医療費の特徴について」を参照）。

〔(図表 3-6) 医療費の動向〕

(単位:億円)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
医療費総額	51,879 (2.4%)	52,838 (1.8%)	54,515 (3.2%)	55,615 (2.0%)	56,476 (1.5%)	58,078 (2.8%)	60,230 (3.7%)	64,146 (6.5%)	65,672 (2.4%)	68,963 (5.0%)
医療給付費 ※2 ①	39,620 (2.0%)	40,494 (2.2%)	41,963 (3.6%)	42,914 (2.3%)	43,714 (1.9%)	44,915 (2.7%)	46,665 (3.9%)	49,979 (7.1%)	51,185 (2.4%)	53,770 (5.1%)
現物給付費	38,326 (3.2%)	39,166 (2.2%)	40,675 (3.9%)	41,645 (2.4%)	42,541 (2.2%)	43,820 (3.0%)	45,551 (3.9%)	48,867 (7.3%)	50,022 (2.4%)	52,601 (5.2%)
現金給付費 ※3	1,293 (▲24.5%)	1,327 (2.6%)	1,288 (▲3.0%)	1,269 (▲1.4%)	1,173 (▲7.6%)	1,095 (▲6.7%)	1,114 (1.8%)	1,111 (▲0.3%)	1,163 (4.6%)	1,170 (0.6%)
その他の現金給付費 ※4 ②	3,559 (1.0%)	3,710 (4.2%)	3,884 (4.7%)	3,831 (▲1.4%)	3,773 (▲1.5%)	3,832 (1.6%)	3,915 (2.2%)	3,896 (▲0.5%)	4,134 (6.1%)	4,314 (4.4%)
保険給付費 ※5 (①+②)	43,179 (1.9%)	44,204 (2.4%)	45,847 (3.7%)	46,745 (2.0%)	47,487 (1.6%)	48,747 (2.7%)	50,580 (3.8%)	53,875 (6.5%)	55,318 (2.7%)	58,084 (5.0%)

※1 括弧内は前年度対比の増減率となります。

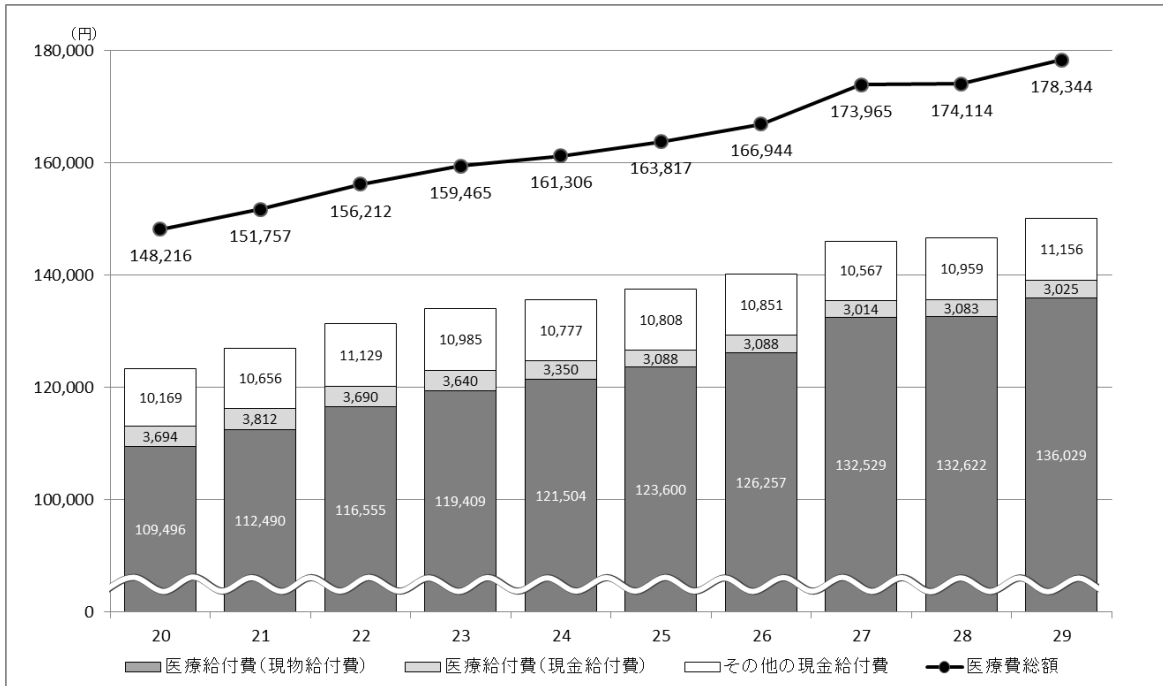
※2 「医療給付費」は、「医療費総額（医療費の10割相当）」から一部負担金（自己負担額）を差し引いた額となります。

※3 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費となります。

※4 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金の合計となります。

※5 29年度実績である5兆8,084億円は、29年度に発生した給付費（現物給付費の場合は診療日が、現金給付費の場合は支給決定日が29年度中のもの）であるのに対し、51頁の図表4-26合算ベースにおける29年度決算額5兆8,117億円は、29年度に支払った給付費のほか、診療報酬の審査支払に要する費用を含んでいます。

〔(図表 3-7) 加入者 1 人当たりの医療費の推移〕



※ (図表 3-6) の当該年度の医療費等に対して、当該年度の加入者数の平均値で除して算出しています。

### (3) 現金給付の動向

29 年度における現金給付の支給総額は 5,484 億円となり、前年度と比べて 3.5% の増加となっています（前述の現金給付費とその他の現金給付費を合計したもの）。

傷病手当金については、29 年度は 107 万 7 千件、1,935 億円の支給実績となっており、前年度からは 110 億円の増加となりました。

出産手当金については、29 年度は 16 万 8 千件、685 億円の支給実績となっており、前年度からは 20 億円の増加となりました。

出産育児一時金については、29 年度は 39 万 9 千件、1,675 億円の支給実績となっており、前年度からは 110 億円の増加となりました。

高額療養費（償還払い）については、29 年度は 79 万 6 千件、346 億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ 6 万 7 千件、2 億円の増加となりました。なお、現物給付による高額療養費<sup>4</sup>については、29 年度は 342 万 3 千件、4,403 億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ 16 万 1 千件、258 億円の増加となりました。

療養費のうち、柔道整復療養費については、29 年度は 1,527 万件、667 億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ 10 万 3 千件の増加、5 億円の減少となりました。

<sup>4</sup> 70 歳未満の方の高額療養費については、入院は 19 年 4 月から、また外来については 24 年 4 月からは限度額適用認定証による現物給付化が図られています（70 歳以上の方については入院・外来ともに 19 年 4 月から現物給付化がされています）。

その他の療養費については、29年度は101万件、157億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ5万件、11億円の増加となりました。

〔(図表 3-8) 現金給付等の推移〕

		(件数:件、金額:億円、1件当たり金額:円)								
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
傷病手当金	件数	924,770 (0.2%)	909,917 (▲1.6%)	898,616 (▲1.2%)	906,834 (0.9%)	929,561 (2.5%)	941,187 (1.3%)	1,073,040 (-)※5	1,077,381 (-)※5	
	金額	1,659 (▲2.4%)	1,621 (▲2.3%)	1,579 (▲2.6%)	1,589 (0.6%)	1,646 (3.6%)	1,695 (2.9%)	1,825 (7.7%)	1,935 (6.0%)	
	1件当たり金額	179,382 (▲2.6%)	178,165 (▲0.7%)	175,670 (▲1.4%)	175,179 (▲0.3%)	177,114 (1.1%)	180,058 (1.7%)	170,116 (-)※5	179,597 (-)※5	
出産手当金	件数	115,640 (6.0%)	121,746 (5.3%)	125,566 (3.1%)	134,461 (7.1%)	142,315 (5.8%)	155,164 (9.0%)	195,914 (-)※5	167,634 (-)※5	
	金額	466 (5.5%)	489 (5.0%)	506 (3.5%)	543 (7.3%)	581 (7.0%)	636 (9.6%)	665 (4.6%)	685 (2.9%)	
出産育児一時金	件数	414,363 (5.5%)	405,416 (▲2.2%)	397,867 (▲1.9%)	400,842 (0.7%)	397,719 (▲0.8%)	368,385 (-)※4	386,756 (5.0%)	399,008 (3.2%)	
	金額	1,737 (12.1%)	1,700 (▲2.1%)	1,668 (▲1.9%)	1,681 (0.8%)	1,668 (▲0.8%)	1,546 (-)※4	1,624 (5.0%)	1,675 (3.2%)	
高額療養費	現物給付分	件数	2,142,189 (7.4%)	2,208,779 (3.1%)	2,465,150 (11.6%)	2,639,110 (7.1%)	2,825,781 (7.1%)	3,145,903 (11.3%)	3,262,116 (3.7%)	3,423,431 (4.9%)
		金額	2,581 (13.1%)	2,675 (3.6%)	2,973 (11.2%)	3,172 (6.7%)	3,390 (6.9%)	3,957 (16.7%)	4,145 (4.7%)	4,403 (6.2%)
		1件当たり金額	120,502 (5.3%)	121,114 (0.5%)	120,619 (▲0.4%)	120,195 (▲0.4%)	119,978 (▲0.2%)	125,789 (4.8%)	127,051 (1.0%)	128,601 (1.2%)
	現金給付分(償還払い)	件数	773,181 (▲3.0%)	744,896 (▲3.7%)	674,103 (▲9.5%)	596,590 (▲11.5%)	606,750 (1.7%)	584,048 (▲3.7%)	728,919 (24.8%)	796,065 (9.2%)
		金額	537 (▲8.3%)	510 (▲5.0%)	423 (▲17.1%)	349 (▲17.4%)	342 (▲2.0%)	320 (▲6.5%)	344 (7.7%)	346 (0.5%)
		1件当たり金額	69,417 (▲5.5%)	68,469 (▲1.4%)	62,702 (▲8.4%)	58,489 (▲6.7%)	56,335 (▲3.7%)	54,736 (▲2.8%)	47,217 (▲13.7%)	43,460 (▲8.0%)
	計	件数	2,915,370 (4.4%)	2,953,675 (1.3%)	3,139,253 (6.3%)	3,235,700 (3.1%)	3,432,531 (6.1%)	3,729,951 (8.7%)	3,991,035 (7.0%)	4,219,496 (5.7%)
		金額	3,118 (8.7%)	3,185 (2.2%)	3,396 (6.6%)	3,521 (3.7%)	3,732 (6.0%)	4,277 (14.6%)	4,489 (5.0%)	4,749 (5.8%)
		1件当たり金額	106,954 (4.1%)	107,838 (0.8%)	108,182 (0.3%)	108,817 (0.6%)	108,728 (▲0.1%)	114,664 (5.5%)	112,470 (▲1.9%)	112,538 (0.1%)
柔道整復療養費	件数	13,150,264 (4.4%)	13,651,151 (3.8%)	13,981,142 (2.4%)	14,153,096 (1.2%)	14,481,056 (2.3%)	15,000,090 (3.6%)	15,163,168 (1.1%)	15,266,258 (0.7%)	
	金額	643 (1.2%)	647 (0.6%)	639 (▲1.2%)	632 (▲1.1%)	649 (2.7%)	671 (3.3%)	672 (0.2%)	667 (▲0.8%)	
	1件当たり金額	4,889 (▲3.1%)	4,737 (▲3.1%)	4,570 (▲3.5%)	4,466 (▲2.3%)	4,484 (0.4%)	4,473 (▲0.2%)	4,432 (▲0.9%)	4,369 (▲1.4%)	
その他の療養費	件数	776,596 (0.1%)	807,815 (4.0%)	792,942 (▲1.8%)	798,930 (0.8%)	867,681 (8.6%)	850,554 (▲2.0%)	960,082 (12.9%)	1,010,394 (5.2%)	
	金額	108 (1.4%)	113 (4.4%)	111 (▲1.0%)	114 (2.1%)	123 (8.1%)	121 (▲1.8%)	146 (21.3%)	157 (7.0%)	
	1件当たり金額	13,880 (1.3%)	13,927 (0.3%)	14,048 (0.9%)	14,235 (1.3%)	14,171 (▲0.4%)	14,194 (0.2%)	15,248 (7.4%)	15,498 (1.6%)	

※1 括弧内は前年度比の増減率となります。

※2 上記のほか、現金給付として埋葬料の支給を行っており、29年度の支給件数は38,490件、支給額は19億円となります。

※3 件数は人数とは異なります。例えば高額療養費を1人で2ヵ月受給した場合は2件となります。

※4 27年度以降の出産育児一時金の件数・金額については、業務・システムの刷新に伴い統計調査の集計方法が変更されたことにより、26年度以前との単純比較はできません。

※5 28年度以降の傷病手当金及び出産手当金については、28年4月施行の傷病手当金及び出産手当金の算定方法の見直しに伴い、4月1日をまたぐ期間の請求を、新制度分と旧制度分に分けて整理していることから件数が大幅に増加しており、27年度以前との単純比較はできません。

〔(図表 3-9) 現金給付の各支部における支給状況①〕

支部別	高額療養費(現物給付分を除く)					傷病手当金				
	総数			加入者1人当たり		総数			被保険者1人当たり	
	件数(件)	金額(百万円)	1件当たり金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(百万円)	1件当たり金額(円)	件数(件)	金額(円)
北海道	51,918	2,114	40,725	0.029	1,178	50,025	7,777	155,468	0.047	7,290
青森	12,734	320	25,103	0.029	719	12,053	1,805	149,792	0.044	6,651
岩手	10,870	358	32,946	0.026	859	11,786	1,802	152,894	0.045	6,955
宮城	19,380	568	29,287	0.026	767	21,147	3,419	161,661	0.047	7,594
秋田	5,712	139	24,370	0.017	419	10,524	1,447	137,514	0.052	7,085
山形	11,255	475	42,170	0.028	1,188	11,141	1,723	154,641	0.045	6,941
福島	13,286	397	29,910	0.020	590	18,205	3,107	170,659	0.044	7,552
茨城	15,157	550	36,288	0.022	798	20,810	3,778	181,571	0.050	9,108
栃木	10,416	387	37,174	0.020	738	15,539	2,745	176,675	0.049	8,721
群馬	13,351	434	32,542	0.022	706	17,916	3,103	173,192	0.050	8,608
埼玉	21,670	1,101	50,827	0.017	841	32,973	6,374	193,313	0.042	8,198
千葉	14,748	687	46,578	0.016	739	26,492	5,140	194,018	0.047	9,167
東京	85,331	4,407	51,651	0.019	962	129,327	26,506	204,950	0.044	9,093
神奈川	22,269	1,486	66,709	0.014	964	41,813	8,349	199,664	0.045	8,944
新潟	11,136	315	28,310	0.014	384	24,609	4,056	164,836	0.050	8,172
富山	9,288	400	43,078	0.022	968	8,971	1,703	189,868	0.035	6,665
石川	9,531	275	28,808	0.021	617	11,246	2,078	184,817	0.041	7,629
福井	8,087	230	28,474	0.028	786	7,994	1,376	172,139	0.044	7,656
山梨	6,745	238	35,216	0.027	942	6,442	1,226	190,385	0.043	8,246
長野	16,700	501	30,015	0.026	773	17,364	2,929	168,662	0.045	7,537
岐阜	19,552	1,041	53,251	0.026	1,383	20,011	3,566	178,220	0.046	8,228
静岡	25,336	1,004	39,614	0.025	992	28,673	5,027	175,337	0.047	8,206
愛知	50,167	3,848	76,703	0.021	1,573	63,455	12,127	191,108	0.044	8,439
三重	11,750	405	34,481	0.023	798	14,772	2,672	180,911	0.049	8,828
滋賀	8,105	396	48,903	0.023	1,133	9,508	1,673	175,931	0.047	8,265
京都	23,050	719	31,180	0.026	816	24,229	4,561	188,241	0.047	8,884
大阪	45,080	2,306	51,161	0.013	690	86,708	17,175	198,075	0.045	8,950
兵庫	22,734	1,046	46,030	0.015	704	37,759	7,105	188,161	0.044	8,287
奈良	7,371	284	38,519	0.023	891	8,594	1,644	191,276	0.049	9,308
和歌山	8,084	237	29,330	0.027	801	8,506	1,441	169,357	0.051	8,563
鳥取	4,053	115	28,346	0.020	562	6,742	1,002	148,577	0.054	8,007
島根	7,727	317	41,077	0.031	1,262	7,786	1,240	159,240	0.051	8,105
岡山	12,821	533	41,540	0.018	742	19,757	3,536	178,951	0.046	8,290
広島	16,554	604	36,501	0.015	560	30,354	5,477	180,442	0.048	8,622
山口	12,328	562	45,549	0.028	1,296	11,191	1,918	171,344	0.043	7,428
徳島	6,694	195	29,204	0.025	729	7,220	1,269	175,820	0.045	7,863
香川	9,184	260	28,304	0.024	672	10,056	1,807	179,701	0.044	7,873
愛媛	15,950	814	51,036	0.030	1,541	14,120	2,357	166,942	0.046	7,669
高知	9,172	384	41,890	0.036	1,505	8,044	1,296	161,176	0.052	8,353
福岡	37,961	1,934	50,952	0.020	1,026	60,856	10,285	168,998	0.056	9,436
佐賀	7,894	219	27,728	0.027	735	8,830	1,380	156,319	0.051	7,980
長崎	10,827	349	32,238	0.023	758	14,445	2,292	158,648	0.053	8,479
熊本	11,907	456	38,300	0.019	723	18,456	2,954	160,061	0.049	7,867
大分	11,840	277	23,420	0.028	653	11,645	1,942	166,732	0.047	7,827
宮崎	7,234	209	28,941	0.018	522	12,768	1,829	143,228	0.054	7,757
鹿児島	14,314	454	31,688	0.023	738	18,400	2,937	159,622	0.052	8,319
沖縄	8,792	244	27,796	0.015	427	18,119	2,539	140,142	0.058	8,137
合計	796,065	34,597	43,460	0.021	895	1,077,381	193,494	179,597	0.047	8,390

※高額療養費の中には、世帯合算及び高額介護合算を含んでいます。



〔(図表 3-10) 現金給付の各支部における支給状況②〕

支部別	出産手当金				出産育児一時金				療養費(柔道整復施術)				
	総数		被保険者(女性)1人当たり		総数		加入者(女性)1人当たり		総数			加入者1人当たり	
	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(百万円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(百万円)	1件当たり金額(円)	件数(件)	金額(円)
北海道	5,422	1,955	0.014	4,901	16,247	6,821	0.018	7,579	498,757	2,064	4,138	0.278	1,150
青森	2,114	693	0.018	5,975	3,974	1,668	0.017	7,305	92,132	404	4,382	0.207	908
岩手	2,000	651	0.018	6,008	3,807	1,597	0.018	7,615	119,488	440	3,686	0.287	1,056
宮城	3,057	1,152	0.018	6,774	6,878	2,887	0.019	7,978	290,230	1,123	3,869	0.392	1,517
秋田	1,809	551	0.021	6,377	2,750	1,154	0.016	6,787	90,324	393	4,349	0.272	1,181
山形	2,387	784	0.023	7,439	4,048	1,700	0.020	8,464	105,495	387	3,668	0.264	969
福島	3,363	1,284	0.020	7,760	6,516	2,735	0.019	8,170	219,089	907	4,139	0.325	1,346
茨城	3,135	1,319	0.019	8,102	7,160	3,005	0.021	8,767	189,408	827	4,368	0.275	1,201
栃木	2,276	934	0.018	7,481	5,237	2,198	0.020	8,364	194,025	881	4,542	0.370	1,680
群馬	2,448	1,024	0.018	7,566	5,900	2,477	0.019	8,165	217,862	987	4,532	0.354	1,605
埼玉	4,111	1,823	0.015	6,511	15,589	6,544	0.025	10,330	537,756	2,530	4,704	0.411	1,932
千葉	2,974	1,285	0.015	6,274	8,322	3,493	0.018	7,758	325,828	1,509	4,630	0.350	1,622
東京	20,825	10,023	0.018	8,664	46,725	19,617	0.021	8,647	1,925,991	8,902	4,622	0.421	1,944
神奈川	5,341	2,454	0.016	7,151	17,372	7,295	0.023	9,735	555,282	2,416	4,350	0.360	1,567
新潟	4,189	1,550	0.021	7,890	8,095	3,398	0.020	8,374	195,178	804	4,117	0.237	978
富山	2,091	822	0.020	8,019	5,607	2,354	0.028	11,550	152,416	703	4,612	0.369	1,701
石川	2,392	919	0.021	8,195	4,488	1,884	0.020	8,488	141,306	617	4,364	0.317	1,385
福井	1,727	652	0.022	8,380	2,985	1,253	0.020	8,391	90,932	364	3,998	0.310	1,240
山梨	1,034	436	0.017	7,209	2,554	1,072	0.020	8,412	93,343	400	4,289	0.370	1,588
長野	2,496	996	0.016	6,260	6,232	2,616	0.019	8,009	226,371	972	4,295	0.349	1,499
岐阜	2,427	1,025	0.015	6,302	7,115	2,987	0.019	7,989	320,610	1,339	4,177	0.426	1,779
静岡	4,135	1,657	0.017	6,715	9,855	4,138	0.019	8,138	314,200	1,253	3,988	0.310	1,238
愛知	8,694	3,900	0.017	7,570	25,525	10,717	0.022	9,031	857,516	3,355	3,912	0.351	1,372
三重	2,140	882	0.017	7,155	5,079	2,132	0.020	8,249	150,102	570	3,798	0.295	1,122
滋賀	1,681	716	0.020	8,706	4,197	1,762	0.024	9,892	127,390	493	3,870	0.364	1,410
京都	3,892	1,767	0.019	8,553	9,280	3,898	0.021	8,717	469,730	2,068	4,403	0.533	2,349
大阪	12,290	5,724	0.017	8,054	27,952	11,736	0.017	7,094	2,208,363	11,397	5,161	0.661	3,411
兵庫	5,798	2,605	0.017	7,594	15,607	6,551	0.021	8,635	679,466	2,970	4,371	0.457	1,997
奈良	1,285	564	0.018	7,865	3,601	1,511	0.022	9,142	155,743	632	4,059	0.489	1,984
和歌山	937	372	0.014	5,491	2,683	1,127	0.018	7,403	176,824	765	4,326	0.597	2,584
鳥取	1,534	450	0.028	8,156	2,271	953	0.022	9,140	31,172	118	3,770	0.152	574
島根	1,605	501	0.025	7,755	3,049	1,280	0.024	10,154	36,787	124	3,361	0.146	491
岡山	3,462	1,388	0.020	7,834	7,776	3,264	0.021	8,955	218,770	815	3,723	0.305	1,135
広島	4,343	1,763	0.018	7,107	11,022	4,627	0.020	8,605	283,303	1,108	3,912	0.263	1,028
山口	1,723	652	0.016	6,235	4,959	2,082	0.022	9,422	122,355	495	4,047	0.282	1,142
徳島	1,161	459	0.017	6,715	2,726	1,144	0.020	8,417	142,793	575	4,024	0.532	2,143
香川	1,706	659	0.019	7,330	3,752	1,576	0.020	8,238	157,080	558	3,551	0.406	1,441
愛媛	2,065	784	0.017	6,478	5,817	2,442	0.022	9,204	179,563	644	3,584	0.340	1,219
高知	1,312	490	0.019	7,145	2,552	1,071	0.020	8,241	80,969	299	3,691	0.317	1,171
福岡	9,352	3,658	0.021	8,254	21,668	9,096	0.023	9,450	996,149	4,364	4,381	0.528	2,314
佐賀	1,913	634	0.025	8,394	3,411	1,432	0.022	9,279	128,258	543	4,233	0.431	1,823
長崎	2,487	917	0.021	7,782	5,270	2,212	0.022	9,191	232,082	931	4,011	0.504	2,020
熊本	3,807	1,420	0.023	8,493	7,975	3,347	0.024	10,194	206,270	825	3,999	0.327	1,308
大分	1,948	721	0.019	7,041	4,437	1,862	0.020	8,564	165,293	653	3,950	0.389	1,538
宮崎	2,702	833	0.026	8,005	5,209	2,186	0.025	10,480	139,253	548	3,938	0.347	1,367
鹿児島	3,120	1,123	0.021	7,609	7,416	3,112	0.024	9,871	252,133	1,003	3,978	0.410	1,633
沖縄	4,924	1,508	0.037	11,223	8,318	3,491	0.029	12,006	172,871	624	3,609	0.302	1,091
合計	167,634	68,480	0.018	7,536	399,008	167,506	0.021	8,666	15,266,258	66,697	4,369	0.395	1,725

※出産育児一時金の件数は、産児数となります。

※出産育児一時金の件数には、直接支払いの件数を含まれますが、内払い及び差額払いの件数は含んでいません。

〔(図表 3-11) 現金給付の各支部における支給状況③〕

支部別	療養費(あんまマッサージ)					療養費(はり・きゆう)					療養費(その他)				
	総数			加入者1人当たり		総数			加入者1人当たり		総数			加入者1人当たり	
	件数(件)	金額 (百万円)	1件当たり金額 (円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額 (百万円)	1件当たり金額 (円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額 (百万円)	1件当たり金額 (円)	件数(件)	金額(円)
北海道	4,317	45	10,490	0.002	25	37,780	227	6,004	0.021	126	29,172	573	19,658	0.016	320
青森	210	4	17,902	0.000	8	673	5	8,028	0.002	12	4,386	89	20,400	0.010	201
岩手	328	6	19,616	0.001	15	1,009	7	7,252	0.002	18	3,268	92	28,155	0.008	221
宮城	1,082	22	20,741	0.001	30	2,559	14	5,646	0.003	20	5,379	138	25,637	0.007	186
秋田	785	17	22,059	0.002	52	196	1	5,427	0.001	3	3,090	64	20,551	0.009	191
山形	381	6	16,601	0.001	16	621	3	4,952	0.002	8	3,301	73	22,070	0.008	182
福島	1,238	24	19,713	0.002	36	2,185	15	7,014	0.003	23	5,299	142	26,867	0.008	211
茨城	734	14	18,937	0.001	20	2,967	19	6,484	0.004	28	7,535	177	23,496	0.011	257
栃木	863	17	19,716	0.002	32	1,349	8	5,588	0.003	14	4,319	108	25,079	0.008	207
群馬	1,141	23	20,590	0.002	38	1,126	9	7,613	0.002	14	5,662	149	26,367	0.009	243
埼玉	2,291	41	17,970	0.002	31	5,472	34	6,300	0.004	26	13,659	353	25,868	0.010	270
千葉	1,663	35	20,878	0.002	37	5,400	38	7,057	0.006	41	11,650	274	23,492	0.013	294
東京	11,657	250	21,479	0.003	55	46,270	331	7,162	0.010	72	64,534	1,665	25,793	0.014	364
神奈川	7,924	157	19,801	0.005	102	15,060	103	6,833	0.010	67	23,245	613	26,356	0.015	397
新潟	759	16	21,014	0.001	19	2,058	10	4,995	0.003	13	10,109	211	20,898	0.012	257
富山	467	8	16,909	0.001	19	7,093	43	5,998	0.017	103	3,726	92	24,785	0.009	224
石川	465	8	18,048	0.001	19	4,466	25	5,581	0.010	56	3,566	78	21,899	0.008	175
福井	262	5	19,747	0.001	18	3,550	18	5,020	0.012	61	2,815	57	20,214	0.010	194
山梨	698	15	20,996	0.003	58	1,879	12	6,499	0.007	48	2,703	62	23,121	0.011	248
長野	1,683	25	14,733	0.003	38	6,287	34	5,366	0.010	52	6,977	141	20,262	0.011	218
岐阜	1,199	31	25,757	0.002	41	6,719	46	6,804	0.009	61	10,074	220	21,832	0.013	292
静岡	2,551	44	17,425	0.003	44	3,953	24	6,116	0.004	24	10,100	241	23,893	0.010	238
愛知	4,956	102	20,662	0.002	42	43,584	257	5,906	0.018	105	36,299	803	22,118	0.015	328
三重	533	10	18,014	0.001	19	4,895	32	6,500	0.010	63	6,826	138	20,254	0.013	272
滋賀	541	13	23,514	0.002	36	1,898	18	9,254	0.005	50	4,425	97	21,904	0.013	277
京都	2,414	55	22,773	0.003	62	7,897	59	7,491	0.009	67	15,872	320	20,155	0.018	363
大阪	7,864	163	20,702	0.002	49	130,727	1,087	8,314	0.039	325	41,118	955	23,226	0.012	286
兵庫	1,697	35	20,738	0.001	24	19,020	134	7,051	0.013	90	19,121	409	21,387	0.013	275
奈良	302	6	20,618	0.001	20	4,106	30	7,321	0.013	94	4,877	101	20,648	0.015	316
和歌山	258	4	16,668	0.001	15	5,916	46	7,696	0.020	154	3,199	74	23,285	0.011	252
鳥取	233	4	16,368	0.001	19	628	4	6,502	0.003	20	2,550	70	27,338	0.012	341
島根	179	4	21,879	0.001	16	879	6	6,671	0.003	23	3,150	62	19,594	0.013	245
岡山	386	8	21,662	0.001	12	3,674	22	6,105	0.005	31	7,389	174	23,599	0.010	243
広島	995	20	19,746	0.001	18	18,236	100	5,506	0.017	93	10,768	239	22,153	0.010	221
山口	487	11	22,199	0.001	25	2,495	13	5,070	0.006	29	4,561	106	23,332	0.011	246
徳島	422	3	7,974	0.002	13	3,159	14	4,404	0.012	52	3,012	66	21,805	0.011	245
香川	501	11	21,135	0.001	27	2,418	16	6,618	0.006	41	4,908	97	19,859	0.013	252
愛媛	922	20	21,821	0.002	38	2,867	15	5,240	0.005	28	5,962	125	20,903	0.011	236
高知	321	8	25,718	0.001	32	560	4	6,938	0.002	15	4,802	79	16,387	0.019	308
福岡	1,709	44	25,951	0.001	24	22,498	139	6,169	0.012	74	20,786	485	23,337	0.011	257
佐賀	306	7	23,211	0.001	24	1,960	13	6,518	0.007	43	3,498	64	18,340	0.012	215
長崎	309	5	17,628	0.001	12	6,123	34	5,546	0.013	74	5,531	108	19,512	0.012	234
熊本	397	8	19,736	0.001	12	3,861	18	4,632	0.006	28	13,349	363	27,177	0.021	575
大分	255	5	20,046	0.001	12	1,698	10	6,014	0.004	24	4,325	87	20,201	0.010	206
宮崎	399	6	15,652	0.001	16	3,195	17	5,447	0.008	43	4,536	112	24,801	0.011	280
鹿児島	767	17	21,517	0.001	27	4,555	29	6,283	0.007	47	7,177	160	22,337	0.012	261
沖縄	1,229	19	15,564	0.002	33	2,676	17	6,167	0.005	29	8,507	186	21,913	0.015	326
合計	71,080	1,405	19,760	0.002	36	458,197	3,160	6,896	0.012	82	481,117	11,095	23,061	0.012	287

更に高い率を設定する必要があるのではないか。

本制度は、事業主・加入者の保険料率に直接影響を及ぼすものであり、慎重な対応が求められるが、事務局から提示された制度実施案においては、公平性等に一定の配慮を行いつつ、且つ段階的に導入することとしており、まずは別紙の制度設計に基づき、平成30年度から本格実施を行うことについては了承する。

一方で、本格実施後は毎年度終了後速やかに実績評価を行うとともに、その結果を踏まえ、上記の意見も参考に、制度の見直しについて柔軟に検討していくべきである。

なお、本制度の実施にあたっては、本制度が加入者の行動変容につながるように、制度趣旨を十分に周知したうえで実施すべきである。

※本文内にある「別紙」については巻末の参考資料（インセンティブ制度の本格実施について）を参照

## **(5) ジェネリック医薬品の更なる使用促進**

ジェネリック医薬品の使用促進は、加入者の保険料負担を少しでも軽減するため保険者自らが実施できる対策であるとともに、加入者の窓口負担の軽減にもつながり、ひいては日本の医療保険財政にもプラスの効果をもたらすため、協会としては積極的に取り組んでいます。

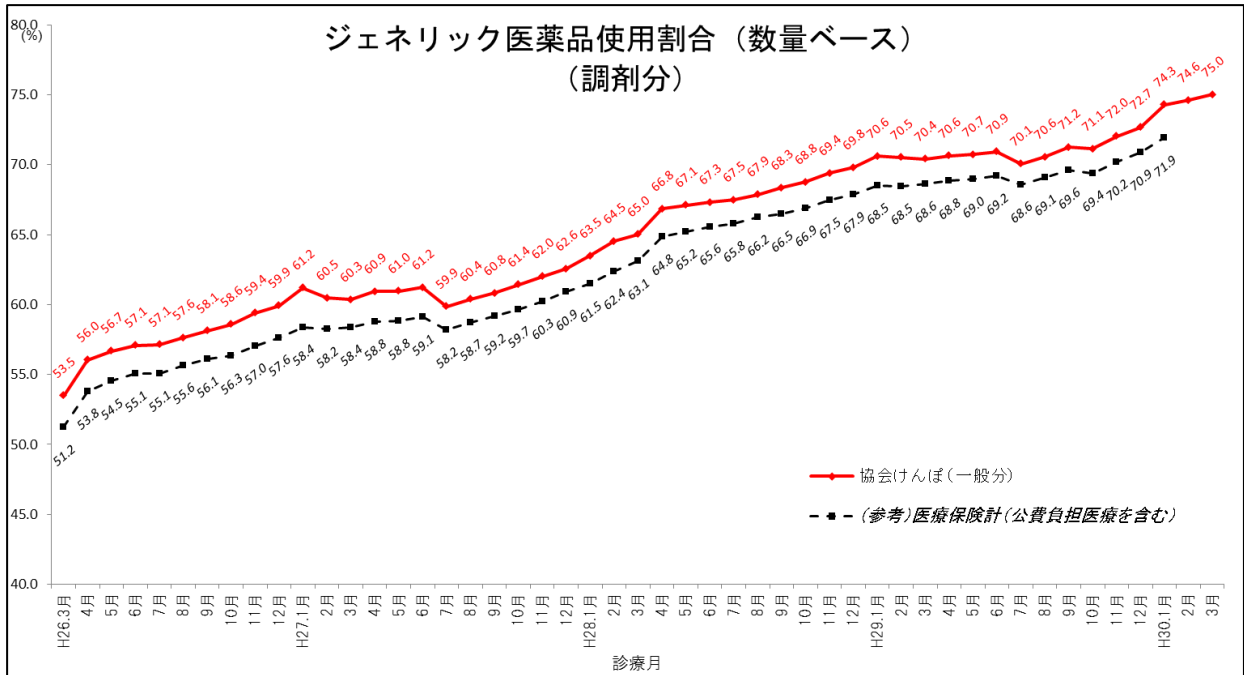
### **i) ジェネリック医薬品の使用促進について**

#### **(国の目標と協会加入者の使用割合等との関係)**

協会けんぽにおけるジェネリック医薬品の使用割合（数量ベース）は29年度は72.1%（年度平均）と、29年度の協会の目標値である72.1%（年度平均）を達成しています。しかしながら、各支部別の使用割合は依然として大きな格差が生じています（30年3月診療分で、最大18.1%ポイント。図表5-15参照）。今後は各支部において、自支部の優先的に取り組むべき課題は何なのかをエビデンスに基づき的確に把握し、それに応じて取組の一層の重点化を図っていきます。

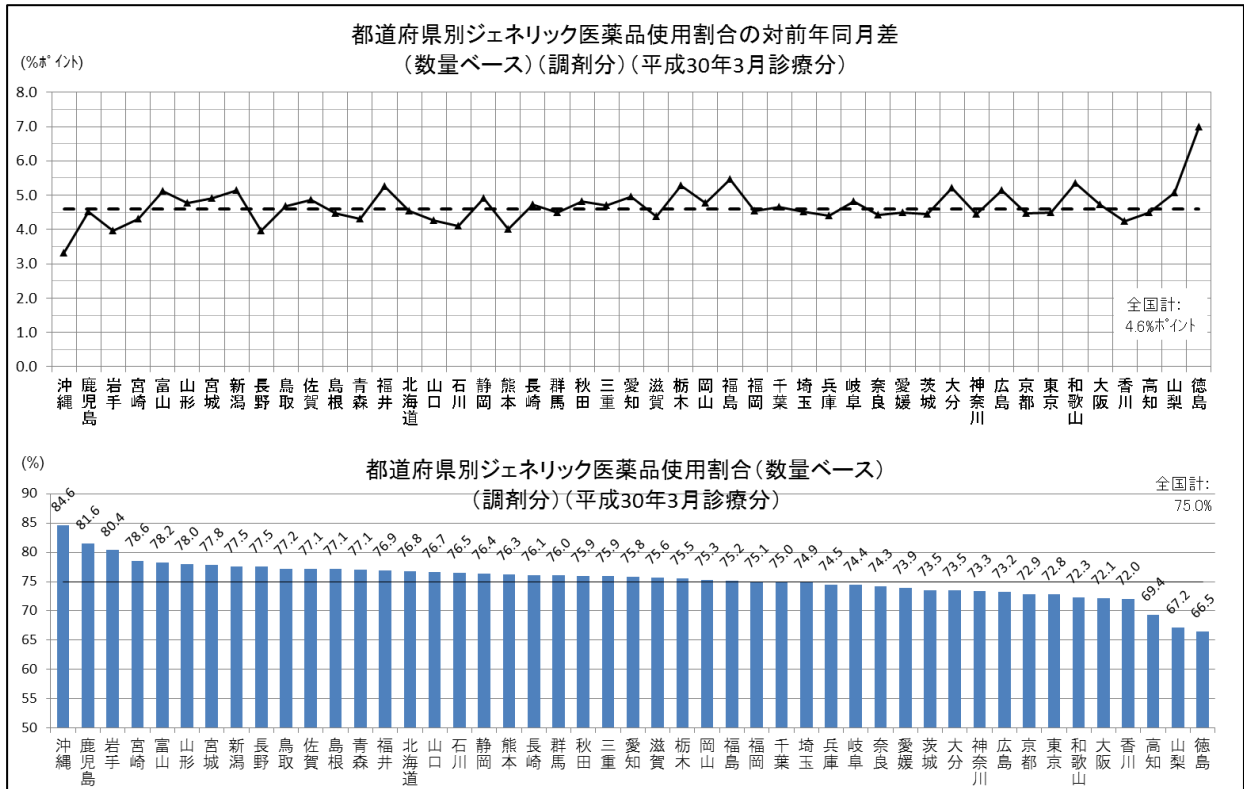
なお、29年度のジェネリック医薬品の使用促進に関する国の目標として、27年6月の骨太の方針2015（経済財政運営と改革の基本方針）の中で、「2017年（平成29年）中に70%以上にするとともに、2018年度（平成30年度）から2020年度末（32年度末）までのなるべく早い時期に80%以上にすると」という目標が示されてきました。この目標達成に向けて、協会は各種取組を強化してきましたが、29年6月の骨太の方針2017（経済財政運営と改革の基本方針）において、80%以上の達成時期は32年9月とされ、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討するとされました。引き続き、様々な取組を通じてジェネリック医薬品の更なる使用促進に努めてまいります。

【(図表 5-14) ジェネリック医薬品使用割合① (月別推移)】



- 注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)です。
- 注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量のことです。
- 注3. [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出しています。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」により参照。
- 注4. 医療保険計(公費負担医療を含む)は、厚生労働省調べ。
- 注5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなる場合があります。

【(図表 5-15) ジェネリック医薬品使用割合② (都道府県支部別 30年3月診療分)】



- 注1. 協会けんぽ(一般分)の調剤レセプト(電子レセプトに限る)について集計したもの(算定ベース)です。
- 注2. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量のことです。
- 注3. 加入者の適用されている事業所所在地別に集計したものです。
- 注4. [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出しています。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」により参照。

## ii) 協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組

### ①ジェネリック医薬品軽減額通知について

協会では、従来よりジェネリック医薬品の使用を促進するための重点的な取組として、「ジェネリック医薬品軽減額通知」を対象者へ送付しています。

現在服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減可能額をお知らせする取組は 21 年度より実施しておりますが、実施にあたっては、過去の実施結果の分析を行い、より効果的な取組となるよう、毎年度、お知らせをお送りする対象者の基準等、実施方法の見直しを行っております。これまでに通知を送付した加入者のうち、概ね 4 人に 1 人の方がジェネリック医薬品への切替えを行っており、毎年度軽減額は実施コストを大きく上回っており、財政効果をあげています。

29 年度においては、軽減可能額の下限を引き下げたことや、複数のジェネリック医薬品が新規に薬価収載されたことにより、通知件数は約 703 万件（29 年 8 月に約 358 万件、30 年 2 月に約 345 万件を送付）となりました。また、29 年 8 月に送付した方の 27.4%となる約 98 万人の方に切替えていただき、切替えに伴う財政効果額は単純推計で年間約 187.2 億円と、いずれも前年度を上回り過去最大となりました。

なお、30 年 2 月発送分の実施結果は現在集計中であり、30 年 8 月頃に確定する予定です。

### 〔図表 5-16〕ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの軽減効果額等

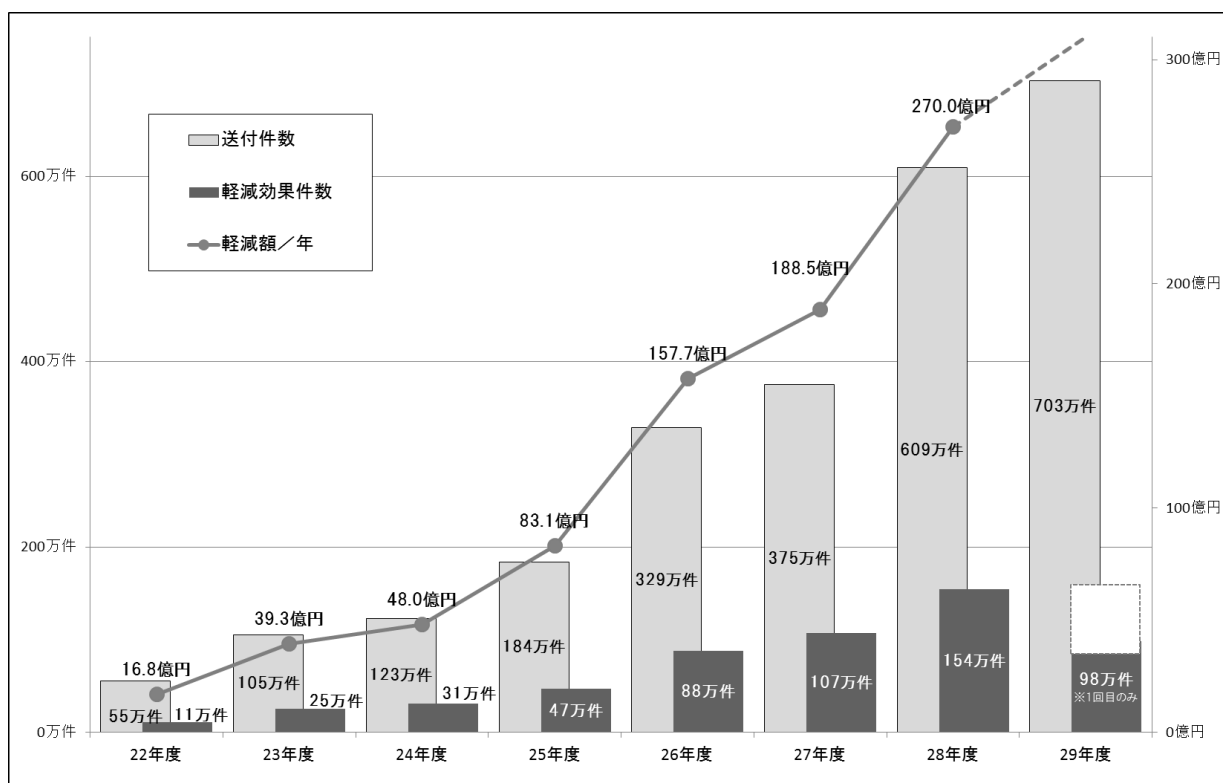
年度	通知対象条件	コスト	通知件数	軽減効果件数 (切替率)	軽減額/月	軽減額/年(※1)	
21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上の加入者</li> <li>軽減効果額200円以上</li> </ul>	約7.5億円	約145万件	約38万件(26.2%)	約5.8億円	約69.6億円	
22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>35歳以上の加入者</li> <li>軽減効果額300円以上</li> <li>21年度通知者は対象外</li> </ul>	約4.7億円	約55万件	約11万件(21.5%)	約1.4億円	約16.8億円	
23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>35歳以上の加入者</li> <li>軽減効果額300円以上</li> <li>22年度通知者は対象外</li> </ul>	約5.0億円	【1回目】約84万件	約20万件(23.3%)	約2.5億円	約30.0億円	合計 約39.3億円
			【2回目】約21万件	約5万件(25.4%)	約0.8億円	約9.3億円	
24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>35歳以上の加入者</li> <li>軽減効果額は医科400円以上、調剤200円(2回目は400円)以上</li> <li>23年度通知者は対象外</li> </ul>	約4.8億円	【1回目】約96万件	約24万件(25.1%)	約3.1億円	約37.2億円	合計 約48.0億円
			【2回目】約27万件	約7万件(24.9%)	約0.9億円	約10.8億円	
25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>35歳以上の加入者</li> <li>軽減効果額は医科400円以上、調剤250円(2回目は400円)以上</li> </ul>	約2.4億円	【1回目】約134万件	約32万件(24.0%)	約4.4億円	約52.8億円	合計 約83.1億円
			【2回目】約50万件	約15万件(29.0%)	約2.5億円	約30.3億円	
26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>35歳以上の加入者</li> <li>軽減効果額は医科600円以上、調剤150円以上</li> </ul>	約3.9億円	【1回目】約166万件	約46万件(28.0%)	約7.0億円	約84.3億円	合計 約157.7億円
			【2回目】約163万件	約42万件(25.7%)	約6.1億円	約73.4億円	
27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>35歳以上の加入者</li> <li>軽減効果額は医科600円以上、調剤100円以上</li> </ul>	約4.0億円	【1回目】約181万件	約51万件(28.1%)	約7.3億円	約87.2億円	合計 188.5億円
			【2回目】約194万件	約56万件(29.0%)	約8.4億円	約101.3億円	
28年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳以上の加入者</li> <li>軽減効果額は医科600円以上、調剤100円(2回目は50円)以上</li> <li>対象診療月を従来の1ヶ月分から2ヶ月分に拡大</li> </ul>	約6.2億円	【1回目】約307万件	約78万件(25.3%)	約11.3億円	約136億円	合計 270.0億円
			【2回目】約303万件	約76万件(25.3%)	約11.2億円	約134.1億円	
29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳以上の加入者</li> <li>軽減効果額は医科600円以上、調剤50円以上</li> <li>対象診療月は2ヶ月分</li> </ul>	約7.7億円 (※2)	【1回目】約358万件	約98万件(27.4%)	約15.6億円	約187.2億円	
			【2回目】約345万件	2回目通知の結果は30年8月頃公表予定			
合計		約38.4億円	約2,284万件 (※3)	約599万件 (26.2%)	約88.3億円	約1,060億円	

※1 軽減額(月)×12ヵ月(単純推計)

※2 現時点の概算額であり、変動することがあります。

※3 通知件数の合計に 29 年度 2 回目通知は含めていません。

〔(図表 5-17) ジェネリック医薬品軽減額通知サービス等の効果額の推移〕



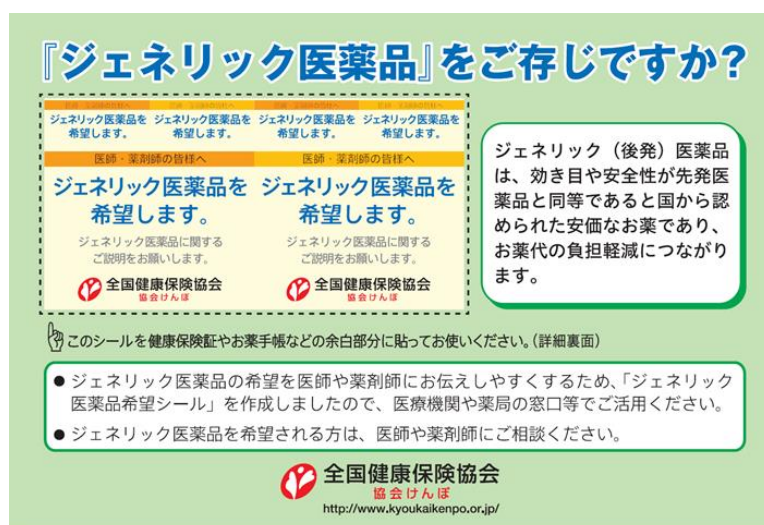
## ②ジェネリック医薬品希望シール等について

ジェネリック医薬品への切替えを希望する際の意思表示を医師や薬剤師に伝えやすくするため、保険証やお薬手帳に貼り付けて使用できる「ジェネリック医薬品希望シール」については、加入者の方々から好評を得ていることから、29年度においても、引き続き積極的に作成・配布を行いました。29年度は約1,000万枚を作成し、「保険証発行時に同封する」「ジェネリック医薬品軽減額通知に同封する」「セミナー等の各種イベント時に配布する」等、積極的に配布しました。

また、ジェネリック医薬品希望シール以外の使用促進ツールとして、29年度においても「ジェネリック医薬品使用促進ポスター」と「ジェネリック医薬品Q&A<sup>9</sup>」を引き続き作成し、ポスターは主に医療機関や調剤薬局に、Q&Aは主に健康保険委員を対象とした研修会で配布し、ジェネリック医薬品の使用促進に対する理解の普及に努めました。

<sup>9</sup> ジェネリック医薬品Q&Aとは、ジェネリック医薬品に対する理解を深めていただくために、ジェネリック医薬品と先発医薬品が同一の有効成分を含み、効き目や安全性が同等であると厚生労働省が承認した医薬品であることを記載した小冊子です。

〔(図表 5-18) ジェネリック医薬品希望シール〕



### ③医療機関・調剤薬局への働きかけについて

28年度に医療機関ごとの一般名処方率<sup>10</sup>や、医療機関及び調剤薬局ごとのジェネリック医薬品の使用割合を「見える化」し、自機関の使用割合等が都道府県平均等と比較してどのような位置にあるのか提示できるツールを本部で開発しました。各支部では当該ツールを活用して、重点的に訪問すべき医療機関や調剤薬局を選定した上での効果的な訪問や、郵送での配布を行っています。29年度は11,638医療機関、26,609調剤薬局へ働きかけを実施しました。医療機関や調剤薬局からは「今後一般名処方への変更を早急に検討する。」「どのような薬剤がジェネリック医薬品への変更を行いやすいかの参考となる。」などの好意的な意見をいただいています。

<sup>10</sup> 一般名処方とは、処方箋に記載される医薬品が製品名ではなく、成分名で記載されることです。

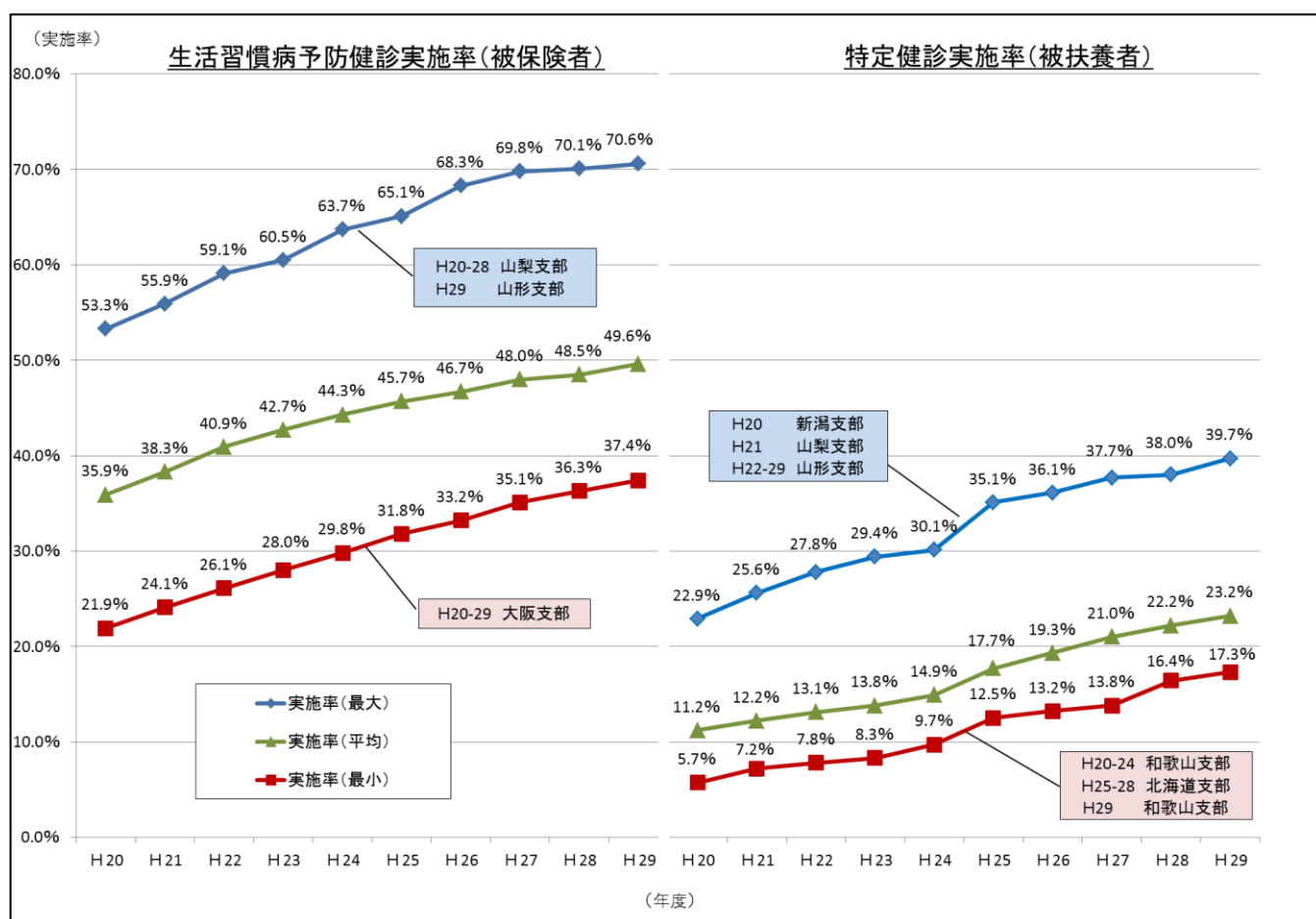
### iii) 健診実施率の推移について

図表 5-34 は、20 年度以降の生活習慣病予防健診実施率（被保険者）と特定健診実施率（被扶養者）の全国平均と支部ごとの実施率の最大値と最小値の推移を示したものです。

29 年度の生活習慣病予防健診実施率は全国平均で 49.6%、最大は山形支部の 70.6%、最小は大阪支部の 37.4%です。また、特定健診実施率は全国平均で 23.2%、最大は山形支部の 39.7%、最小は和歌山支部の 17.3%となります（図表 5-35 参照）。

健診実施率については、最大と最小の支部で格差はあるものの、協会発足以降の保健事業に関する各種取組の推進により、いずれも右肩上がりに推移しています。

[(図表 5-34) 健診実施率の推移]





〔(図表 5-35) 各支部における健診等の実施状況〕

	被保険者				被扶養者		合計		集団健診 における オプション 健診の活用
	生活習慣病予防健診 (一般健診:40~74歳)		事業者健診 データ取得		特定健診		人数	実施率	
	人数	実施率	人数	実施率	人数	実施率			
北海道	323,633	45.9%	43,180	6.1%	48,407	20.5%	415,220	44.1%	●
青森	99,923	55.8%	14,820	8.3%	12,476	24.3%	127,219	55.2%	●
岩手	81,313	48.0%	22,079	13.0%	10,095	22.9%	113,487	53.1%	●
宮城	174,387	61.7%	22,242	7.9%	27,092	32.2%	223,721	61.0%	●
秋田	66,145	48.4%	16,911	12.4%	10,389	24.6%	93,445	52.2%	●
山形	112,072	70.6%	17,024	10.7%	16,681	39.7%	145,777	72.6%	●
福島	146,932	56.5%	16,097	6.2%	19,284	27.6%	182,313	55.3%	●
茨城	140,946	53.3%	22,395	8.5%	20,779	27.9%	184,120	54.4%	●
栃木	116,519	58.1%	12,693	6.3%	14,959	25.8%	144,171	55.8%	●
群馬	127,815	54.8%	6,674	2.9%	16,646	23.4%	151,135	49.6%	●
埼玉	202,951	39.2%	33,054	6.4%	30,489	20.5%	266,494	40.0%	●
千葉	187,912	50.5%	22,680	6.1%	21,279	20.4%	231,871	48.7%	●
東京	699,729	39.4%	35,372	2.0%	100,846	20.7%	835,947	36.9%	●
神奈川	299,747	48.2%	7,331	1.2%	36,024	21.0%	343,102	43.3%	●
新潟	208,147	65.0%	18,722	5.8%	27,831	30.8%	254,700	62.0%	●
富山	105,450	62.6%	17,191	10.2%	10,272	25.0%	132,913	63.5%	●
石川	93,413	53.3%	23,057	13.2%	12,470	28.4%	128,940	58.8%	●
福井	70,036	60.4%	12,891	11.1%	6,114	21.6%	89,041	61.7%	●
山梨	69,260	70.5%	2,997	3.0%	10,524	37.3%	82,781	65.5%	●
長野	130,452	50.9%	28,366	11.1%	18,440	27.8%	177,258	55.0%	●
岐阜	148,953	52.8%	30,525	10.8%	17,892	20.5%	197,370	53.4%	●
静岡	231,735	58.0%	21,399	5.4%	26,900	25.3%	280,034	55.3%	●
愛知	375,044	42.5%	43,605	4.9%	60,315	22.0%	478,964	41.4%	●
三重	116,038	60.5%	9,277	4.8%	11,680	20.8%	136,995	55.2%	●
滋賀	78,045	61.4%	6,506	5.1%	11,894	30.4%	96,445	58.0%	●
京都	184,367	57.3%	9,185	2.9%	23,898	23.4%	217,450	51.3%	●
大阪	444,910	37.4%	78,105	6.6%	86,775	21.7%	609,790	38.3%	●
兵庫	282,600	51.5%	19,368	3.5%	37,854	21.4%	339,822	46.8%	●
奈良	50,372	44.4%	14,123	12.4%	10,440	25.2%	74,935	48.4%	●
和歌山	49,205	44.3%	6,219	5.6%	6,271	17.3%	61,695	41.9%	●
鳥取	41,761	52.2%	10,174	12.7%	4,453	22.3%	56,388	56.4%	●
島根	60,632	60.8%	9,981	10.0%	6,914	27.1%	77,527	61.9%	●
岡山	137,176	52.0%	25,923	9.8%	18,861	25.4%	181,960	53.8%	●
広島	197,881	48.7%	31,949	7.9%	25,689	21.9%	255,519	48.9%	●
山口	83,722	49.0%	17,650	10.3%	11,871	23.9%	113,243	51.4%	●
徳島	47,646	47.0%	6,159	6.1%	6,436	22.3%	60,241	46.2%	●
香川	68,765	46.9%	14,748	10.0%	11,557	27.8%	95,070	50.5%	●
愛媛	112,850	58.1%	4,434	2.3%	13,807	23.2%	131,091	51.7%	●
高知	63,516	61.9%	3,844	3.7%	5,516	21.6%	72,876	56.9%	●
福岡	350,833	52.0%	54,005	8.0%	45,584	21.3%	450,422	50.7%	●
佐賀	62,798	57.4%	7,042	6.4%	7,916	23.9%	77,756	54.5%	●
長崎	86,969	49.5%	12,006	6.8%	11,032	21.2%	110,007	48.3%	●
熊本	133,984	56.6%	11,818	5.0%	15,405	24.2%	161,207	53.7%	●
大分	99,688	62.1%	13,604	8.5%	14,514	29.5%	127,806	61.0%	●
宮崎	83,552	55.2%	9,682	6.4%	7,417	18.5%	100,651	52.6%	●
鹿児島	111,896	50.2%	13,128	5.9%	12,431	19.3%	137,455	47.8%	●
沖縄	112,771	60.3%	6,822	3.6%	15,579	27.1%	135,172	55.3%	●
その他			46,868	0.3%			46,868	0.3%	
合計	7,274,491	49.6%	933,925	6.4%	999,998	23.2%	9,208,414	48.5%	43支部

注)その他は、日本郵政グループから取得した健診結果データの取込数です。

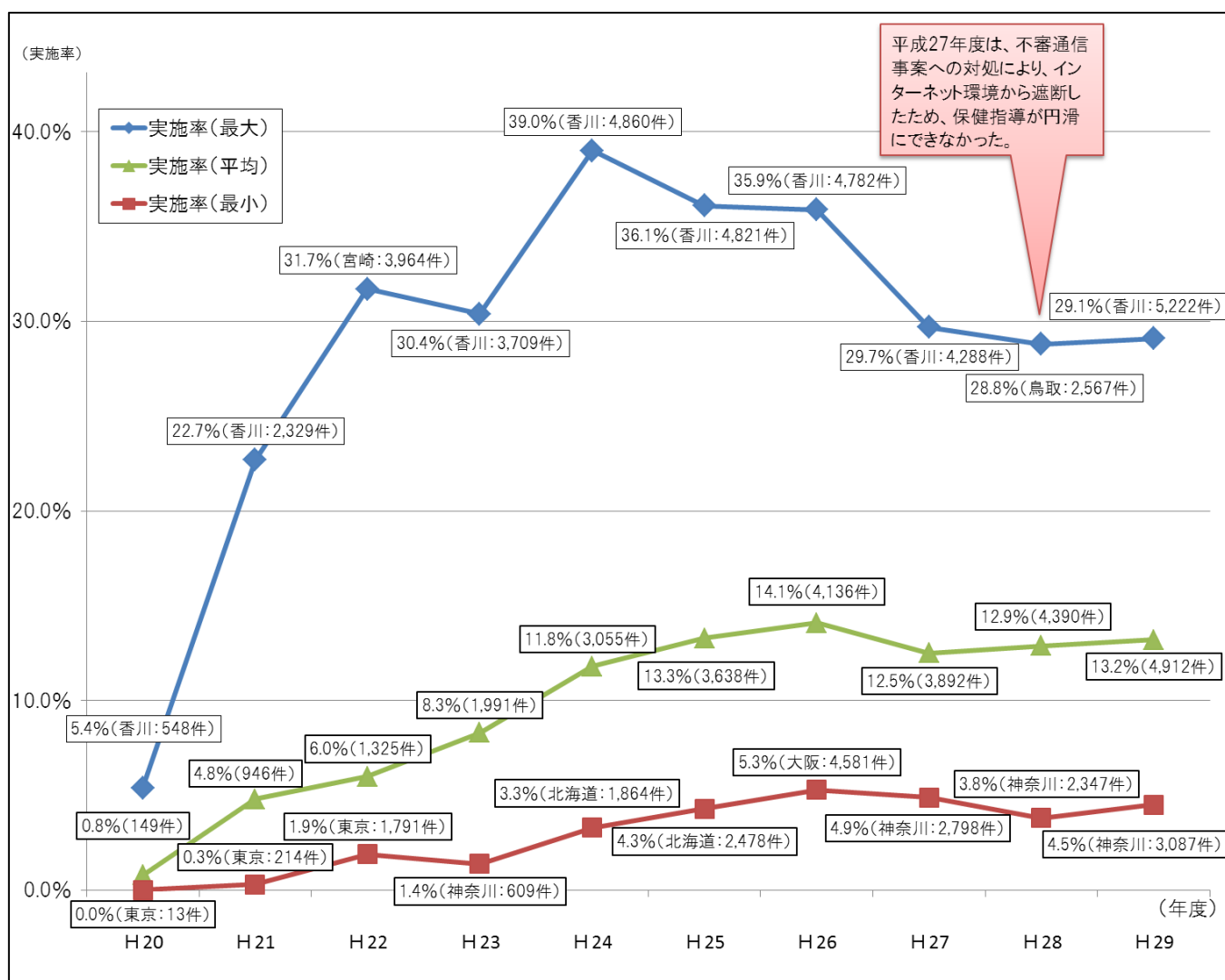
### iii) 特定保健指導実施率の推移について

図表 5-40 は、20 年度以降の特定保健指導実施率（加入者）の全国平均と支部ごとの実施率の最大値と最小値の推移を示したものです。

29 年度の特定保健指導実施率は全国平均で 13.2%、最大は香川支部の 29.1%、最小は神奈川県支部の 4.5%です（図表 5-41 参照）。

なお、健診実施率の上昇に伴い特定保健指導対象者数が増加しているため、全国平均の実施率は 20 年度からの各年度と比較して 3 番目の実施率となりましたが、29 年度の特定保健指導実施者数は過去最高となりました。

〔(図表 5-40) 特定保健指導実施率の推移（加入者）〕



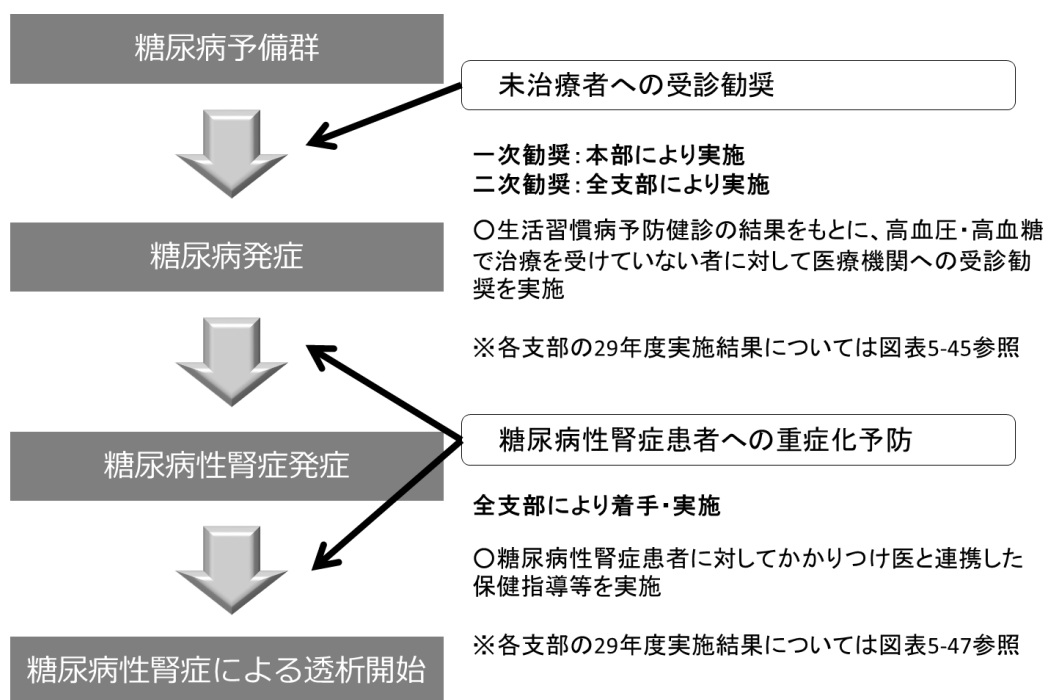
〔(図表 5-41) 各支部における特定保健指導の実績〕

	被保険者						被扶養者				合計				外部委託機関	
	初回面談			6ヵ月後評価			初回面談		6ヵ月後評価		初回面談		6ヵ月後評価		契約 機関数	健診当日 実施可能
	実施人数	外部委託 (再掲)	実施率	実施人数	外部委託 (再掲)	実施率	実施人数	実施率	実施人数	実施率	実施人数	実施率	実施人数	実施率		
北海道	7,361	(2,009)	9.5%	4,203	(1,063)	5.4%	183	4.4%	192	4.6%	7,544	9.3%	4,395	5.4%	16	0
青森	5,917	(1,695)	26.6%	3,419	(1,342)	15.3%	22	2.0%	19	1.7%	5,939	25.4%	3,438	14.7%	5	3
岩手	3,812	(534)	17.0%	2,901	(542)	13.0%	14	1.2%	16	1.3%	3,826	16.2%	2,917	12.4%	4	1
宮城	11,048	(3,452)	26.2%	7,857	(2,048)	18.6%	188	6.4%	135	4.6%	11,236	24.9%	7,992	17.7%	29	11
秋田	5,337	(552)	33.3%	4,264	(432)	26.6%	71	6.7%	47	4.4%	5,408	31.6%	4,311	25.2%	3	3
山形	7,925	(1,809)	33.5%	5,366	(973)	22.7%	148	10.2%	119	8.2%	8,073	32.2%	5,485	21.8%	19	8
福島	8,565	(635)	26.6%	7,049	(493)	21.9%	91	4.4%	68	3.3%	8,656	25.3%	7,117	20.8%	21	15
茨城	6,742	(2,973)	19.0%	5,888	(1,867)	16.6%	119	5.0%	85	3.6%	6,861	18.1%	5,973	15.8%	8	6
栃木	5,841	(1,641)	21.9%	4,701	(1,707)	17.6%	50	3.7%	39	2.9%	5,891	21.0%	4,740	16.9%	17	9
群馬	3,337	(941)	11.0%	2,330	(332)	8.1%	31	2.2%	23	1.6%	3,368	11.2%	2,353	7.8%	18	14
埼玉	4,354	(654)	8.6%	3,166	(510)	6.2%	113	5.0%	96	4.2%	4,467	8.4%	3,262	6.2%	25	17
千葉	7,803	(3,797)	17.1%	6,389	(3,066)	14.0%	66	3.4%	60	3.1%	7,869	16.5%	6,449	13.5%	20	10
東京	15,534	(9,320)	9.7%	15,309	(7,097)	9.6%	309	4.2%	193	2.6%	15,843	9.5%	15,502	9.3%	61	28
神奈川	4,712	(1,229)	7.1%	2,896	(751)	4.4%	183	6.8%	191	7.1%	4,895	7.1%	3,087	4.5%	31	12
新潟	7,489	(3,000)	19.4%	5,690	(2,612)	14.7%	106	4.3%	120	4.9%	7,595	18.5%	5,810	14.1%	20	17
富山	5,445	(1,963)	21.6%	3,914	(1,181)	15.5%	73	8.1%	73	8.1%	5,518	21.2%	3,987	15.3%	20	16
石川	5,181	(2,199)	24.3%	4,036	(1,672)	19.0%	30	2.7%	28	2.5%	5,211	23.3%	4,064	18.1%	28	20
福井	2,796	(419)	18.0%	2,662	(398)	17.1%	50	9.8%	23	4.5%	2,846	17.7%	2,685	16.7%	10	5
山梨	3,045	(345)	21.8%	1,724	(175)	12.3%	51	6.5%	63	8.1%	3,096	21.0%	1,787	12.1%	6	5
長野	9,000	(2,309)	32.1%	5,946	(1,477)	21.2%	153	10.7%	155	10.9%	9,153	31.1%	6,101	20.7%	26	18
岐阜	8,226	(2,760)	25.9%	6,809	(3,555)	21.4%	89	6.4%	84	6.0%	8,315	25.1%	6,893	20.8%	28	17
静岡	6,821	(3,594)	14.7%	4,924	(2,213)	10.6%	61	3.2%	39	2.0%	6,882	14.2%	4,963	10.3%	38	14
愛知	11,597	(6,150)	13.4%	8,773	(4,698)	10.1%	163	3.4%	128	2.6%	11,760	12.8%	8,901	9.7%	102	48
三重	4,631	(866)	18.9%	3,491	(429)	14.2%	28	2.8%	24	2.4%	4,659	18.3%	3,515	13.8%	14	9
滋賀	3,193	(239)	20.3%	2,824	(142)	17.9%	133	11.5%	76	6.6%	3,326	19.7%	2,900	17.1%	14	10
京都	5,101	(1,453)	13.4%	2,834	(1,005)	7.5%	61	3.5%	56	3.2%	5,162	13.0%	2,890	7.3%	24	14
大阪	13,774	(6,196)	12.6%	10,048	(3,932)	9.2%	504	7.2%	380	5.4%	14,278	12.3%	10,428	9.0%	38	21
兵庫	9,858	(1,475)	15.6%	4,531	(1,014)	7.2%	115	4.2%	84	3.1%	9,973	15.2%	4,615	7.0%	17	8
奈良	2,382	(28)	18.5%	1,854	(23)	14.4%	69	7.3%	65	6.8%	2,451	17.7%	1,919	13.9%	2	1
和歌山	2,305	(119)	19.9%	1,733	(55)	14.9%	24	4.9%	29	5.9%	2,329	19.3%	1,762	14.6%	7	1
鳥取	2,698	(92)	28.7%	1,962	(89)	20.9%	18	4.1%	16	3.6%	2,716	27.6%	1,978	20.1%	3	3
島根	4,119	(401)	32.8%	3,148	(405)	25.1%	10	1.6%	13	2.0%	4,129	31.3%	3,161	23.9%	8	2
岡山	9,100	(1,067)	27.6%	6,766	(726)	20.5%	276	13.9%	166	8.4%	9,376	26.8%	6,932	19.8%	27	24
広島	11,220	(1,840)	23.9%	8,070	(3,154)	17.2%	76	3.2%	32	1.4%	11,296	22.9%	8,102	16.4%	26	21
山口	4,521	(1,164)	22.9%	2,964	(542)	15.0%	87	9.1%	71	7.4%	4,608	22.2%	3,035	14.6%	18	12
徳島	3,370	(417)	30.2%	2,625	(268)	23.5%	53	7.9%	55	8.2%	3,423	28.9%	2,680	22.6%	6	6
香川	6,425	(1,607)	38.6%	5,152	(1,322)	30.9%	84	6.3%	70	5.3%	6,509	36.2%	5,222	29.1%	14	14
愛媛	5,913	(1,437)	24.1%	3,964	(912)	16.2%	67	4.9%	64	4.7%	5,980	23.1%	4,028	15.6%	15	4
高知	1,954	(393)	14.1%	1,487	(231)	10.8%	52	7.9%	56	8.5%	2,006	13.9%	1,543	10.7%	9	8
福岡	17,936	(7,561)	21.7%	9,056	(3,898)	11.0%	361	9.2%	163	4.2%	18,297	21.1%	9,219	10.6%	54	48
佐賀	3,837	(858)	28.8%	2,624	(586)	19.7%	17	2.5%	19	2.7%	3,854	27.5%	2,643	18.8%	9	4
長崎	5,850	(842)	29.8%	3,813	(485)	19.4%	29	2.8%	29	2.8%	5,879	28.5%	3,842	18.6%	15	11
熊本	10,799	(5,541)	36.6%	8,092	(3,850)	27.4%	81	5.6%	32	2.2%	10,880	35.1%	8,124	26.2%	35	23
大分	6,293	(3,218)	30.3%	4,781	(2,224)	23.0%	67	4.6%	63	4.3%	6,360	28.6%	4,844	21.8%	20	14
宮崎	6,732	(613)	37.5%	4,045	(381)	22.5%	13	2.1%	15	2.4%	6,745	36.3%	4,060	21.8%	10	4
鹿児島	5,434	(1,254)	20.7%	4,038	(625)	15.4%	22	2.0%	26	2.4%	5,456	19.9%	4,064	14.8%	20	11
沖縄	10,468	(7,337)	37.6%	6,906	(4,506)	24.8%	187	9.6%	253	13.0%	10,655	35.8%	7,159	24.0%	20	16
合計	315,801	(99,998)	19.1%	227,024	(71,008)	13.7%	4,798	5.5%	3,853	4.5%	320,599	18.4%	230,877	13.2%	980	586

#### (4) 重症化予防対策の推進

高血圧症や糖尿病等の生活習慣病の重症化及び合併症の発症を予防することを目的とした重症化予防対策は、協会の保健事業における重要な取組の一つとなります。

〔図表 5-42〕 協会における重症化予防対策の概要



##### i) 未治療者への受診勧奨

生活習慣病予防健診の結果、治療が必要と判断されながら医療機関を受診していない方に対して受診勧奨を行い、確実に医療につなげることにより生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及びQOLの維持を図る取組（一次勧奨、二次勧奨）を25年10月から実施しています。

一次勧奨は、収縮期血圧等の数値が一定基準以上（受診勧奨対象域）であった方<sup>21</sup>で、健診前月及び健診後3ヵ月以内に医療機関未受診かつ健診時の問診で服薬なしと回答した方を対象として、健診受診月から概ね6ヵ月後に医療機関の受診を勧奨する文書を本部から送付しています。なお、28年度からは、対象者の特性（新規・連続該当別、重症度別）ごとに記載内容を変えて送付しています。

また、二次勧奨は、一次勧奨文書を送付した方のうち収縮期血圧の数値等がより高い方<sup>22</sup>を対象として、支部から電話や文書などにより受診勧奨を行っています。

29年度は、28年10月から29年9月までの間に生活習慣病予防健診を受けられた約828万人のうち321,056人（3.9%）の方に一次勧奨文書を送付しました（図表5-43参照）。

<sup>21</sup> ①収縮期血圧160mmHg以上、②拡張期血圧100mmHg以上、③空腹時血糖126mg/dl以上、④HbA1c6.5%以上の何れかに該当する方

<sup>22</sup> ①収縮期血圧180mmHg以上、②拡張期血圧110mmHg以上、③空腹時血糖160mg/dl以上、④HbA1c8.4%以上の何れかに該当する方

〔(図表 5-43) 未治療者への受診勧奨（一次勧奨文書発送状況）〕

実施年度	実施支部	通知時期	対象	一次勧奨件数		抽出割合 (発送件数/受診者数)
					二次対象 (再掲)	
25年度	一次:44支部 二次:18支部	初回通知 (25年10月末) ~ 6回通知 (26年3月末)	(H25.4健診分) ~(H25.9健診分)	122,330	12,031	約4.5%
26年度	一次:46支部 二次:25支部(上期) 二次:29支部(下期)	初回通知 (26年5月初) ~ 12回通知 (27年3月末)	(H25.10健診分) ~(H26.9健診分)	243,888	37,842	約4.7%
27年度	一次:46支部 二次:41支部(上期) 二次:42支部(下期)	初回通知 (27年5月初) ~ 9回通知 (28年3月末)	(H26.10健診分) ~(H27.9健診分)	238,602	54,278	約4.2%
28年度	一次:47支部 二次:47支部	初回通知 (28年5月初) ~ 12回通知 (29年3月末)	(H27.10健診分) ~(H28.9健診分)	289,905	75,896	約4.0%
29年度	一次:47支部 二次:47支部	初回通知 (29年5月初) ~ 10回通知 (30年3月末)	(H28.10健診分) ~(H29.9健診分)	321,056	83,541	約3.9%

(28年度生活習慣病予防健診受診者に係る一次勧奨文書発送後の医療機関受診状況等)

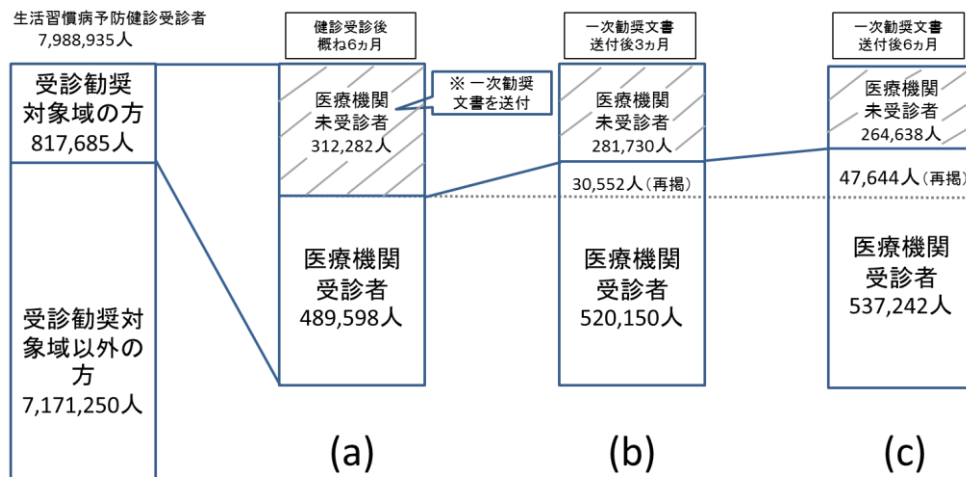
28年度に生活習慣病予防健診を受けられた約 799 万人について分析してみると、収縮期血圧等の数値が受診勧奨対象域にあった方<sup>21</sup>が約 82 万人おられ、そのうち健診前月及び健診後 3 ヶ月以内に医療機関未受診であった 312,282 人 (3.9%) に一次勧奨文書をお送りしました。

さらに、この 312,282 人に係る一次勧奨文書送付後の医療機関への受診状況を確認したところ、一次勧奨文書送付後 3 ヶ月間では 30,552 人 (9.8%) が、6 ヶ月間では 47,644 人 (15.3%) が受診されていました (図表 5-44、図表 5-45 参照)。

また、この 28 年度の 312,282 人には 2 年以上連続して一次勧奨文書を送付している方が 102,745 人 (32.9%) 含まれており、新規に送付した 209,537 人では 42,084 人 (20.1%) が、2 年連続で送付した 56,225 人では 17,309 人 (30.8%) が、3 年連続で送付した 21,151 人では 8,266 人 (39.1%) が、4 年連続で送付した 25,369 人では 14,427 人 (56.9%) が、それぞれ二次勧奨の対象域の方<sup>22</sup>でした (図表 5-46 参照)。

このように、二次勧奨の対象である重症域の方の割合は、受診勧奨対象者に該当する年数が長くなるほど高くなっています。これらの方々は、ずっと医療機関を受診していない、または治療を中断しているなどにより、生活習慣病の重症化が進むことが推定されるため、治療を受けられるよう促す方途をさらに検討していくこととしています。

〔(図表 5-44) 一次勧奨文書送付後 3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の医療機関受診状況 (28 年度健診受診者) ①〕



[ (図表 5-45) 一次勸奨文書送付後3ヵ月間及び6ヵ月間の医療機関受診状況 (28年度健診受診者) ② ]

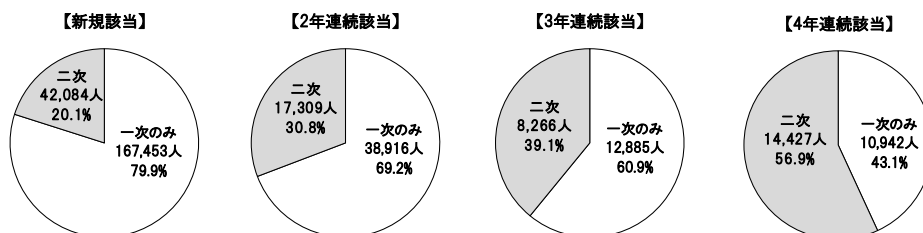
	受診勸奨文書を送付した人数	勸奨文書送付後3ヵ月間		勸奨文書送付後6ヵ月間			受診勸奨文書を送付した人数	勸奨文書送付後3ヵ月間		勸奨文書送付後6ヵ月間	
		受診者数	受診率	受診者数	受診率			受診者数	受診率	受診者数	受診率
北海道	14,373	1,374	9.6%	2,164	15.1%	滋賀	3,116	342	11.0%	522	16.8%
青森	4,971	423	8.5%	651	13.1%	京都	7,294	722	9.9%	1,134	15.5%
岩手	3,512	366	10.4%	575	16.4%	大阪	18,721	1,927	10.3%	2,948	15.7%
宮城	8,069	833	10.3%	1,315	16.3%	兵庫	13,021	1,391	10.7%	2,075	15.9%
秋田	3,156	280	8.9%	435	13.8%	奈良	1,928	185	9.6%	286	14.8%
山形	4,253	462	10.9%	718	16.9%	和歌山	2,401	241	10.0%	391	16.3%
福島	6,181	571	9.2%	910	14.7%	鳥取	2,018	182	9.0%	302	15.0%
茨城	6,913	679	9.8%	1,036	15.0%	島根	2,553	279	10.9%	440	17.2%
栃木	5,607	527	9.4%	834	14.9%	岡山	5,333	564	10.6%	909	17.0%
群馬	6,729	667	9.9%	1,017	15.1%	広島	8,110	773	9.5%	1,242	15.3%
埼玉	9,772	875	9.0%	1,387	14.2%	山口	4,257	425	10.0%	655	15.4%
千葉	8,195	834	10.2%	1,290	15.7%	徳島	1,707	176	10.3%	291	17.0%
東京	26,014	1,962	7.5%	2,911	11.2%	香川	2,837	278	9.8%	458	16.1%
神奈川	13,088	1,428	10.9%	2,039	15.6%	愛媛	5,549	542	9.8%	877	15.8%
新潟	8,275	759	9.2%	1,223	14.8%	高知	2,838	313	11.0%	497	17.5%
富山	3,986	411	10.3%	640	16.1%	福岡	17,685	1,841	10.4%	2,831	16.0%
石川	4,128	427	10.3%	657	15.9%	佐賀	2,151	209	9.7%	351	16.3%
福井	2,926	312	10.7%	488	16.7%	長崎	3,814	385	10.1%	628	16.5%
山梨	3,520	361	10.3%	553	15.7%	熊本	5,357	502	9.4%	891	16.6%
長野	5,003	492	9.8%	778	15.6%	大分	3,994	403	10.1%	639	16.0%
岐阜	6,217	592	9.5%	918	14.8%	宮崎	3,491	337	9.7%	569	16.3%
静岡	9,171	897	9.8%	1,414	15.4%	鹿児島	5,551	573	10.3%	928	16.7%
愛知	15,918	1,569	9.9%	2,374	14.9%	沖縄	3,960	366	9.2%	647	16.3%
三重	4,619	495	10.7%	806	17.4%	合計	312,282	30,552	9.8%	47,644	15.3%

※28年度健診受診者(勸奨文書送付:28年10月~29年9月)の医療機関への受診状況を集計したものです。  
 ※前頁の図表5-44の(a)→(b)→(c)の支部別の推移を表したものです。

[ (図表 5-46) 二次勸奨の対象となる方の割合 (27年度・28年度健診受診者) ]

(1)新規・連続該当別	新規該当		2年連続該当		3年連続該当		4年連続該当		合計	2~4年連続該当(再掲)
27年度健診受診者	162,323人 (64.3%)		45,470人 (18.0%)		44,548人 (17.7%)		-		252,341人	90,018人(35.7%)
28年度健診受診者	209,537人 (67.1%)		56,225人 (18.0%)		21,151人 (6.8%)		25,369人 (8.1%)		312,282人	102,745人(32.9%)
(2)重症度別	一次のみ	二次	一次のみ	二次	一次のみ	二次	一次のみ	二次	合計(一次のみ)	合計(二次)
27年度健診受診者	131,742人 (81.2%)	30,581人 (18.8%)	32,128人 (70.7%)	13,342人 (29.3%)	22,862人 (51.3%)	21,686人 (48.7%)	-		186,732人 (74.0%)	65,609人 (26.0%)
28年度健診受診者	167,453人 (79.9%)	42,084人 (20.1%)	38,916人 (69.2%)	17,309人 (30.8%)	12,885人 (60.9%)	8,266人 (39.1%)	10,942人 (43.1%)	14,427人 (56.9%)	230,196人 (73.7%)	82,086人 (26.3%)

○28年度健診の該当割合



## ii) 糖尿病性腎症患者の重症化予防

糖尿病性腎症患者の重症化予防は、治療中の糖尿病性腎症患者に対し、かかりつけ医等と連携して保健指導を実施することにより、加入者の QOL の維持及び人工透析への移行を防止し、医療費適正化を図る取組です。

29 年度は、全支部において着手し、県・市区町村医師会等との調整等を進め、26 支部において保健指導を実施しました（図表 5-47 参照）。

### 〔(図表 5-47) 糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組状況〕

保健指導を実施した支部と実施人数
北海道(1名)、青森(1名)、宮城(1名)、秋田(4名)、山形(1名)、福島(16名)、群馬(1名)、埼玉(37名)、東京(44名)、神奈川(5名)、新潟(8名)、山梨(1名)、長野(8名)、岐阜(14名)、愛知(3名)、京都(3名)、兵庫(37名)、岡山(1名)、広島(123名)、徳島(1名)、愛媛(35名)、福岡(318名)、佐賀(5名)、熊本(54名)、大分(1名)、沖縄(10名)

## (5) 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）

保健事業の基盤となる「事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組（コラボヘルス）」は、事業主が従業員の健康増進に果たす役割も大きくなる中で、保健事業の実効性を高め、事業主を支援することで、従業員の健康の維持・増進を最大限に図るものです。従業員にとって1日の1/3は労働時間であり、職場環境の改善を行うことによって従業員の健康づくりへの意識の醸成が可能となるといえます。また、健康保険組合等の他の医療保険者と比較して加入者（事業主及び従業員）との距離感がある協会においては、このコラボヘルスが極めて重要な取組と考えています。

コラボヘルスの取組の一つとして、事業主に職場の健康づくりに取り組むことを宣言いただき、協会では健診・レセプトデータをもとに「事業所健康診断シート（事業所カルテ）」等を作成し、その事業所特有の健康課題を分析・可視化して、事業主と協会とが連携して、職場の健康課題の解決等に向けて取り組む「健康宣言事業」を行っています。

健康宣言をしていただいた事業所（健康宣言事業所）は、29年度末時点において、47支部で19,567事業所となっています。

なお、健康宣言事業所では、従業員の健診受診率100%に向けた働きかけや就業時間内に特定保健指導を受けられる環境整備等に取り組んでいただいております。チェックシートによる定期的な自己採点等を通して、更なる職場の健康づくりに向けて取り組んでいただけるよう、健康宣言事業所に対するフォローアップに努めています。

また、28年11月に運用が始まった中小規模法人部門の「健康経営優良法人認定制度」については、協会けんぽの事業所から中小規模法人部門では593事業所、大規模法人部門では34事業所が認定され、その認定数は飛躍的に伸びています。

〔(図表 5-55) 海外療養費の支給決定件数等〕

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
支給決定件数	8,223 件	7,787 件	6,798 件	5,620 件	6,189 件
支給決定金額	286,979 千円	237,182 千円	246,401 千円	205,301 千円	276,572 千円

#### (8) 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

退職等の理由により資格を喪失したにも関わらず保険証を使用して医療機関等にかかった場合には資格喪失後受診となり、後日、協会が負担した医療費を返納していただくこととなります。資格喪失後受診は債権発生の大きな要因となっており、保険証の回収強化を重点的に実施することにより、返納金債権の発生防止に努めています。

事業所に対しては、資格喪失届への保険証の添付を徹底していただくこと、加入者の方々に対しては、保険証は退職日までしか使用できないことや事業所に保険証を返却しなければならないことについて、ホームページや健康保険委員研修会での周知や広報チラシの配布、医療機関窓口でのポスターの掲示、納入告知書の同封チラシや保険料率改定広報の同封リーフレットなどを通じて広く周知を図りました。

このほか、資格喪失後受診による返納金の発生を防止するために、保険証の回収の催告を行っています。29 年度も引き続き、日本年金機構による保険証の回収催告（一次催告）において回収できていない方に対し、協会からの文書による二次催告（任意継続被保険者の方については一次催告）を資格喪失後 2 週間以内に確実に実施し、さらに文書、電話等による三次催告を行って、保険証の回収強化に取り組みました。この際、保険証返納催告状については、お客様からの声も踏まえ、記載の案内文について趣旨をご理解していただけるようわかりやすい内容に改善し、また、各支部では、保険証未回収の多い事業所への文書、電話及び訪問による周知を行い、資格喪失届の提出の際の保険証の添付による確実な保険証返却を求めました。

29 年度の実績は図表 5-56 のとおり、発生件数が 15 万件、発生金額が 36 億円、保険証の回収件数が 691 万件となり、保険証回収率が 96.8%（28 年度 97.4%）となりました。

なお、保険証の回収の催告について、外部委託による効率的な電話催告の実施のため、保険証を返納しない方の電話番号の取得が可能となるよう協会は厚生労働省に対し働きかけてきました。この結果、30 年 2 月末に厚生労働省から日本年金機構に対し被保険者証回収不能届に電話番号欄を設けるよう通知されました。今後、この情報を活用して更なる資格喪失後受診の防止に努めてまいります。

〔(図表 5-56) 資格喪失後受診による債権の発生件数等・保険証回収件数〕

	27 年度	28 年度	29 年度
資格喪失後受診による債権発生件数	88,791 件	124,872 件	150,673 件
資格喪失後受診による債権発生金額	26 億円	35 億円	36 億円
保険証回収件数	696 万件	714 万件	691 万件



## (9) 積極的な債権管理・回収業務の推進

退職等の理由により資格を喪失したにも関わらず保険証を使用して医療機関で受診する資格喪失後受診の場合は、民法上の不当利得となり、その返還請求として、また交通事故等第三者の加害行為によって生じた傷病について協会から保険給付がなされた場合は、健康保険法の規定に基づき、協会に債権が発生します。

債権の回収については、新規発生 of 返納金や債権額が比較的高額で損害保険会社に関係する損害賠償金などについて重点的に早期回収を図ること、電話や文書による早期催告の実施や納付拒否者に対しては支払督促や訴訟による法的手続きを積極的に実施すること等に重点を置いて全支部で取り組んでいます。

なお、29年度の取組については、初回通知や催告状等をアウトソース化して業務の効率化を図り、新規発生 of 債権については6ヵ月以内 of 早期回収に努めました。損害賠償金債権についても、損保会社への折衝や加害者本人への告知を早期に実施するよう取り組みました。

さらに、納付拒否者に対しては、支払督促や訴訟などの法的手続きを積極的に実施しており、29年度については、図表5-57のとおり、法的手続きを3,010件実施しています。28年度より630件増加し、債権回収の強化を図っています。

〔図表5-57〕支払督促等の法的手続き実施件数と回収率

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
支払督促	506件	1,442件	2,076件	2,376件	2,770件
通常訴訟	2件	5件	6件	3件	235件
少額訴訟	2件	5件	1件	1件	5件
合計	510件	1,452件	2,083件	2,380件	3,010件
債権回収率(金額ベース)	59.60%	59.13%	57.73%	58.94%	58.72%
新規発生分の返納金回収率(金額ベース)	67.24%	69.34%	65.74%	65.05%	69.00%

※「債権回収率」は、前年度以前の残高に当年度発生分を加えた債権額に対する、当年度中の回収額(年度末時点)の割合です。「新規発生分の返納金回収率」は、当年度に発生した債権のうち、資格喪失後受診や傷病手当てと諸年金及び労災給付との調整による返納金に限定した債権に対する当年度中の回収額(年度末時点)の割合です。

### i) 国民健康保険加入者の協会資格喪失後受診による債権

協会けんぽと国民健康保険の間で発生した資格喪失後受診等による加入者からの返納金の精算を保険者間で直接調整する保険者間調整については、27年1月より実施しています。

なお、確実な債権回収方法である保険者間調整の実施を拡大するため、保険者間調整案内文書を催告文書全件に同封した上で発送していますが、29年度は、催告や保険者間調整の案内について封入封緘から発送まで全てアウトソースを行い早期回収に結びつけました。

保険者間調整は、地域差異がみられますが、確実な債権回収の手段として活用しており、図表5-58のとおり、保険者間調整による29年度の債権回収件数は5,419件で、28年度に比べ1,747件増加しました。今後も法的手続きと同様に保険者間調整についても積極的に活用を進めてまいります。

[(図表 5-58) 保険者間調整による債権回収状況]

	27 年度	28 年度	29 年度
保険者間調整による債権回収件数	1,805 件	3,672 件	5,419 件
保険者間調整による債権回収金額	4.6 億円	9.1 億円	10.9 億円

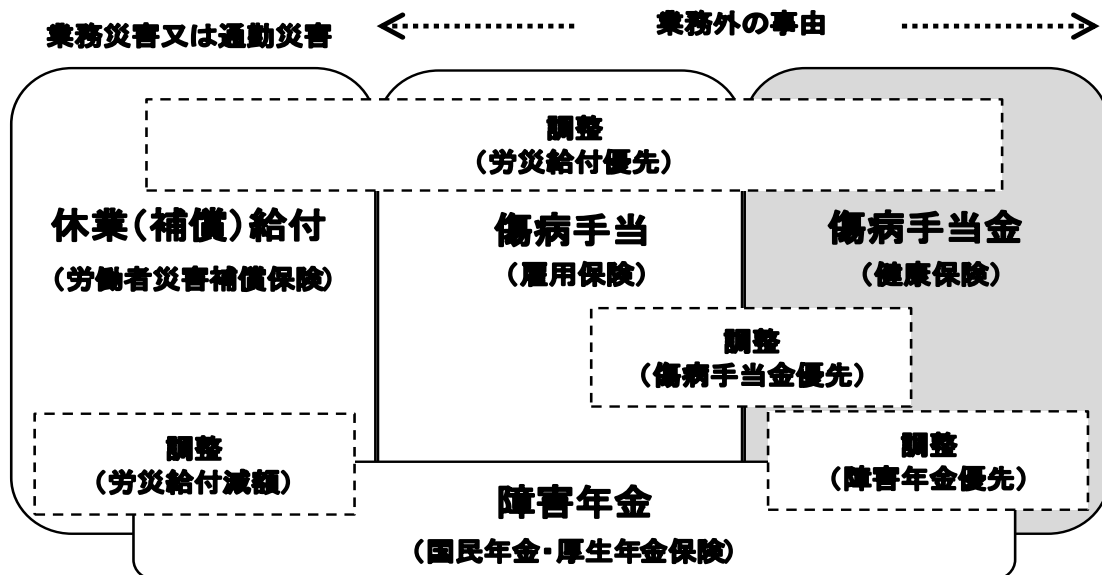
ii) 傷病手当金と他制度の給付の併給による債権

協会が傷病手当金を支給した加入者に対して、後日同一の病名で重複する期間に、日本年金機構からも障害年金等の支給が決定された場合、制度上は障害年金等が優先され、協会が支給した傷病手当金を受給者より返納していただくこととなります（返納金債権の発生）。

このことについては、傷病手当金の支給申請書の説明欄に明記する等して周知を図るとともに、確実な併給調整事務を徹底しています。

なお、障害年金等を受給できるまでには、日本年金機構における内容審査等に時間を要することもあり、結果的に 100 万円を超えるような傷病手当金の返納が発生することもあります。多額の返納金は加入者にとって負担となり、協会の債権回収の障害にもなります。このため、協会は、年金の支払いを返納金に充当できるような仕組みを厚生労働省に要請しています。

[(図表 5-59) 傷病手当金と他制度の給付との関係 (イメージ)]



※このほか、老齢年金を受給している場合も一定の条件の下、傷病手当金の支給額が調整されることがあります。

〔(図表 5-60) 傷病手当金等と他制度の給付の調整に伴う債権の発生状況〕

	27 年度		28 年度		29 年度	
	発生件数	発生金額	発生件数	発生金額	発生件数	発生金額
傷病手当金と障害年金の調整	3,260 件	8.2 億円	4,896 件	15.4 億円	5,117 件	16.8 億円
傷病手当金と老齢年金の調整	1,318 件	1.1 億円	2,127 件	2.2 億円	2,242 件	2.1 億円
傷病手当金等と労災給付との調整	5,493 件	9.3 億円	5,619 件	11 億円	5,443 件	11.1 億円
合計	10,078 件	18.6 億円	12,642 件	28.6 億円	12,802 件	30.0 億円

※傷病手当金と障害年金との調整の発生件数等は、障害手当金との調整も含めています。

※傷病手当金等と労災給付との調整の発生件数等は、現物給付の労災給付との調整も含めています。

## (10) 健康保険委員の活動強化と委嘱者数拡大

健康保険委員の方々には、加入者及び事業主の方々と協会の距離を縮める橋渡しの役割を担っていただいております。協会の健康保険事業に関する広報・相談、健康保険事業の推進等にご協力いただいております。

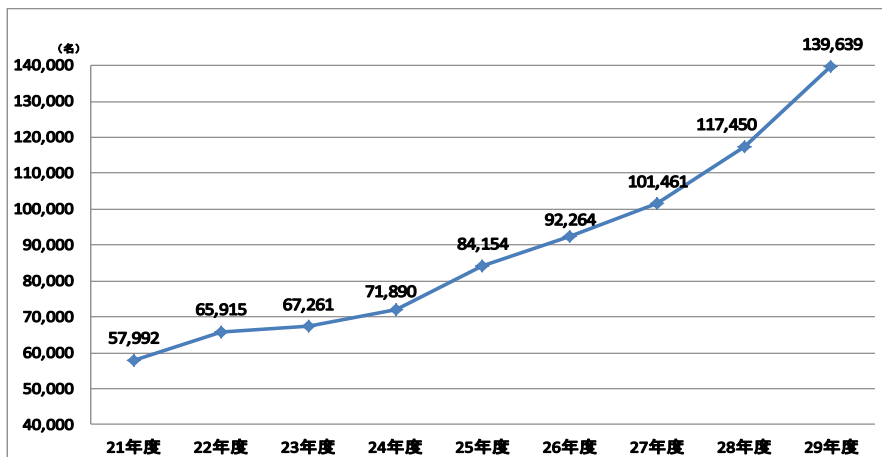
こうした役割を担っていただく方々に健康保険、協会の事業運営に関するご理解をより深めていただくため、事務講習会、健康づくりに関するイベントやセミナーの開催、また定期的な情報誌等の発行による情報提供を実施しています。

ご協力いただいている健康保険委員の永年の活動や功績等に対して、感謝の意を表し、24年度より健康保険委員表彰制度によって表彰を実施しています。29年度は厚生労働大臣表彰21名、理事長表彰139名、支部長表彰470名の合計630名の健康保険委員を表彰しました。

協会の健康保険事業に関する広報・相談、健康保険事業の推進のため健康保険委員については、より多くの方に担っていただきたく、電話や文書のほか、事業所への訪問時にも委嘱のお願いをしています。委嘱者数は年々増加しており、29年度末時点139,639名で、28年度末より22,189名増加しました。

なお、これらの健康保険委員がいる事業所の被保険者数は、29年度末現在8,026,954名であり、全被保険者数の35%にまでなっています。

〔(図表 5-61) 健康保険委員委嘱者数の推移 (年度末現在)〕



※25年度までは翌年度4月1日現在の委嘱者数

## (11) 重複受診への対応

レセプトデータを活用した分析によって、外来において、同一人物が同一月に多数の医療機関を重複して受診する、同一の薬を複数の薬局から受け取る、あるいは同一月に同一医療機関を多数受診するというような重複・頻回受診があることがわかります。

このような受診は医療上の必要性からやむを得ない場合以外は、患者自身にとって重複する検査や投薬により、健康を害する恐れがあるうえ、医療費の増加の一因にもなっています。

このことから、1ヵ月のレセプトが20件以上となる重複受診者に対して、文書や電話、訪問を取り混ぜて、健康状態の確認や重複・頻回受診による弊害の情報提供、保健師による健康相談等を行い、適正な受診を促しています。

〔図表 5-62〕 重複受診の対応状況

年度		27年度		28年度		29年度	
対象者(人)		674	(-)	656	(▲18)	696	(+40)
対応不要者(人)	問題なし(※1)	193	(-)	142	(▲51)	101	(▲41)
	資格喪失	143	(-)	134	(▲9)	157	(+23)
要対応者(人)	受診適正化(※2)	75	(-)	78	(+3)	98	(+20)
	対応中	209	(-)	256	(+47)	287	(+31)
訪問指導実施対象者(人)		15	(-)	27	(+12)	14	(▲13)

※1 受診が適正であり、指導が不要だった対象者

例) 対象者が別疾病で、複数の医療機関を受診したケース

※2 指導を行った結果、受診が適正になった対象者

( ) は前年度からの増減

## 5. 効果的なレセプト点検の推進

医療機関が協会（保険者）に医療費を請求するためのレセプト（診療報酬明細書）は、その審査の委託先である社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）による審査（以下「一次審査」）の後、協会において支払基金では審査されていない事項等について内容・資格・外傷点検を行うことで医療費の適正化を進めています。

### (1) 内容点検

#### i) 実績

協会ではシステムの活用による効率的かつ効果的な点検を強化すること等によって、査定効果額の向上に努めていますが、一方で協会の点検は支払基金の一次審査後に行っているため、その査定効果額は支払基金の審査の実施状況に影響されるという側面があります。

支払基金の審査については、近年の電子レセプトの普及を背景にその充実が進んでおり、従来は保険者でしか行っていなかった突合点検や縦覧点検<sup>25</sup>が24年3月から新たに開始されました。その結果、支払基金の一次審査の後に点検を行う協会では、当然のことながら査定効果額は下がってきます<sup>26</sup>。

29年度も依然として、このような状況下ではありましたが、これまで点検効果向上のためシステムを活用した効率的な点検を実施してきたことにより、加入者1人当たりの診療内容等の査定効果額（医療費ベース）は144円と、29年度の目標値である143円を上回ることができました。前年度と比較すると1円（0.7%）増加しています。

この結果について、図表5-64のとおり29年度の点検種類別に効果額を確認すると、単月点検の査定効果額は約24億円と、前年度と比較して約2億円（7.2%）増加となり、4年連続で増加、突合点検の査定効果額は約14億円となり、前年度より約0.7億円（▲4.8%）減少、縦覧点検の査定効果額は約18億円となり、前年度より約1億円（5.1%）増加となりました。

また、支払基金の一次審査における診療内容等査定効果額の29年度実績は約158億円であり、前年度と比較して約8億円（5.5%）増加しています。さらに、同じ審査月において支払基金の一次審査と協会のレセプト点検による再審査を合わせた診療内容等査定効果額の合計は約213億円であり、前年度と比較して約10億円（4.9%）増加しています（図表5-65参照）。

<sup>25</sup> 単月点検：診療行為（検査・処置・手術等）にかかる費用や指導料等の算定が算定ルール上適切か等、レセプト1件ごとの請求内容の点検

突合点検：傷病名と医薬品の適応が適切か等、調剤レセプトと処方箋を出した医科・歯科レセプトとの整合性の点検

縦覧点検：診療内容が算定ルール上過剰なものがないか等、同一患者の複数月にわたるレセプトについての請求内容の点検

<sup>26</sup> ただし、紙レセプトや月遅れ請求のレセプトなど、支払基金の一次審査における突合点検、縦覧点検の対象とならないレセプトもあり、支払基金で100%点検できている状況ではありません。

〔(図表 5-63) 加入者 1 人当たりの診療内容等査定効果額等の推移〕

年度	27年度	28年度	29年度
診療内容等査定効果額	125 円 (▲13)	143 円 (+18)	144 円 (+1)
内容点検効果額	375 円 (▲108)	328 円 (▲47)	466 円 (+138)

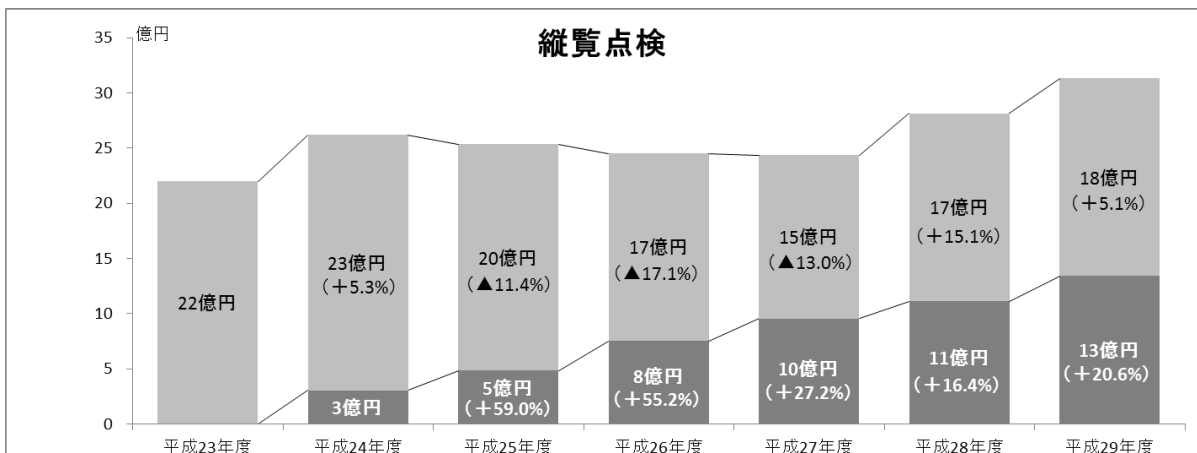
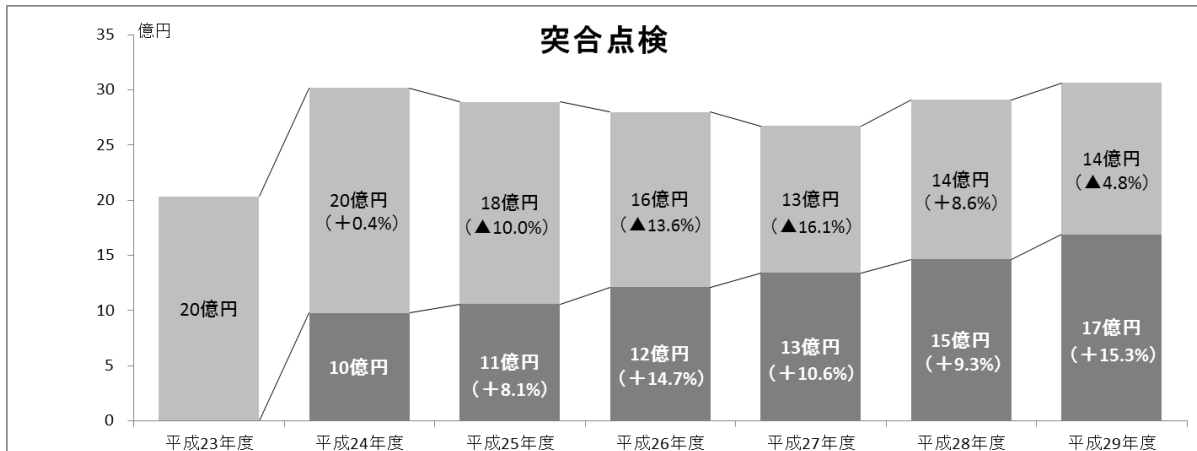
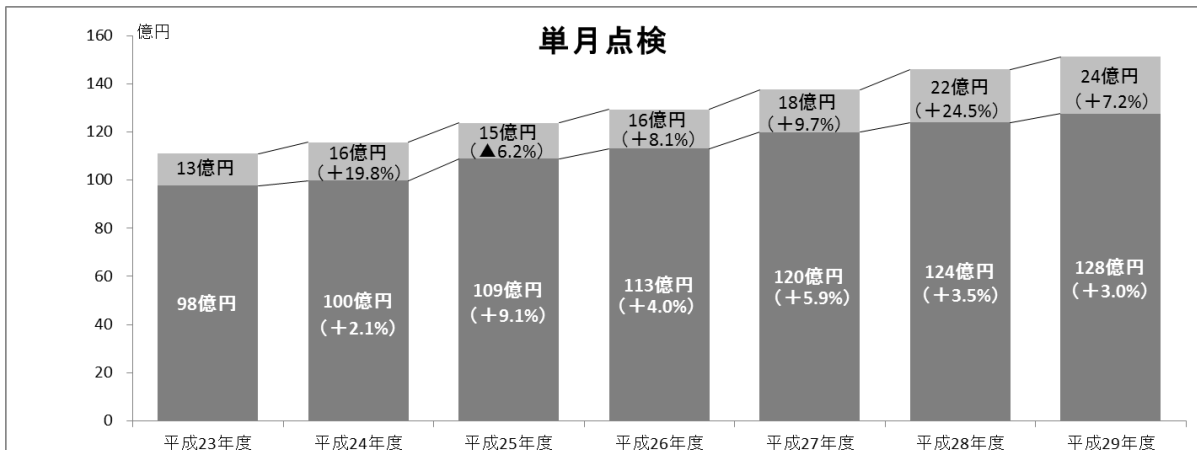
※1 括弧内は前年度からの増減となります。

※2 診療内容等査定効果額は、協会が支払基金に対しレセプトの再審査を請求した結果、査定となった金額（医療費ベース）です。

一方で内容点検効果額は、再審査を請求した結果、査定及び医療機関へ返戻となったレセプトの調整金額（保険者負担ベース）になります。

〔(図表 5-64) 点検種類別診療内容等査定効果額（医療費ベース）の推移〕

■：支払基金一次審査      ■：協会点検による再審査      ※（ ）内は前年度比



※上記の診療内容等査定効果額は支払基金ホームページの統計情報を使用しています。

〔(図表 5-65) 診療報酬請求額と診療内容等査定効果額（医療費ベース）等の推移〕

	27年度	28年度	29年度
診療内容等査定効果額	189億円 (+6)	203億円 (+14)	213億円 (+10)
支払基金一次審査	143億円 (+10)	150億円 (+7)	158億円 (+8)
協会点検による再審査	46億円 (▲4)	53億円 (+7)	55億円 (+2)
診療報酬請求金額	49,389億円 (+1,812)	51,966億円 (+2,577)	53,906億円 (+1,940)
請求金額に対する査定効果額割合	0.382% (▲0.002)	0.391% (+0.009)	0.395% (+0.004)
支払基金一次審査	0.289% (+0.010)	0.288% (▲0.001)	0.293% (+0.005)
協会点検による再審査	0.093% (▲0.012)	0.103% (+0.010)	0.102% (▲0.001)

※括弧内は前年度からの増減となります。

※支払基金一次審査の診療内容等査定効果額及び診療報酬請求金額は支払基金ホームページの統計情報を使用しています。

※端数整理のため、計数が一致しない場合があります。

## ii) 点検効果向上のための取組

点検効果向上のために、29年度は以下のような取組を行いました。

### ①点検効果向上に向けた行動計画の策定・実施

各支部において「レセプト点検効果向上に向けた行動計画（以下「行動計画」）」を策定し、各種取組を実施しました。

また、本部においては、各支部が策定した行動計画の進捗管理を行うことにより、システムを活用した効率的な点検の実施や各種課題の解決に向けた指導等を行いました。

### ②内容点検業務の一部外注化

内容点検業務については、約2割のレセプト点検を外注化し、残り約8割のレセプトを重点的に点検するために一部外注化を進めてきました。この外注化については、点検員による点検業者のノウハウを吸収・活用し、点検員のスキルを向上させることのほかに点検業者との競争意識の醸成を図ることを目的に全ての支部において実施しています。

### ③レセプト点検員のスキルアップ等

レセプト点検員のスキルアップを図るため、各支部においては外部講師等による研修会や本部が開催する研修によって点検技術の底上げを行いました。29年度は、本部において新規採用レセプト点検員研修（4月）や医科・歯科レセプト点検員研修（6月、7月、8月）を実施しました。

このほか、点検員の点検成績、能力に応じた実績評価や支部の成績に応じた評価を実施しており、点検員のモチベーションの向上を図っています。

## (2) 資格点検

資格点検では、保険診療時における加入者資格の有無等を確認し、主に資格喪失後受診に伴い協会が負担した医療費の回収を行うための点検を実施しています。具体的には、レセプトの返戻または医療費の返還請求を行うため、医療機関や薬局に対し、資格喪失後受診等の疑いがあるレセプトの照会（保険証の窓口確認の有無や診療日、レセプトの返戻同意の可否等）を実施しています。また、平成 23 年度から支払基金の審査の中で協会に資格の照会も行われております。

29 年度の加入者 1 人当たりの資格点検の効果額は 1,263 円となり、前年度と比較して 4 円（0.3%）減少しました。これは、支払基金の審査の中での協会への資格の照会が充実したことによるものです。

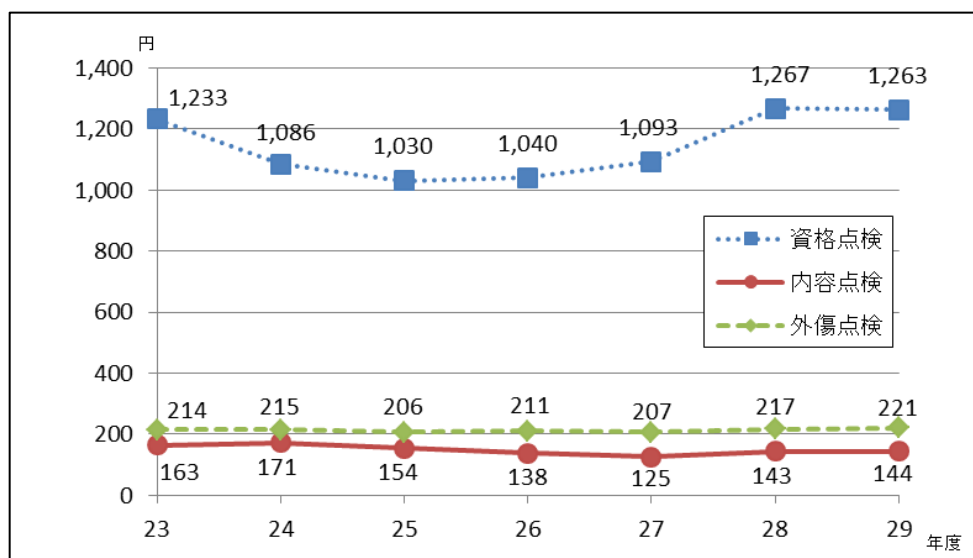
## (3) 外傷点検

外傷点検では、保険診療の対象となった傷病（外傷）が労働災害や交通事故等の第三者の行為に起因するものでないかなど、その負傷原因について対象者へ照会等を行うことにより確認し、協会が負担した医療費の回収を行うための点検を実施しています。点検の結果、労働災害に該当する場合はレセプトの返戻または医療費の返還請求を行います。また、第三者の行為に起因する場合はその第三者（加害者）や損害保険会社等に対し、損害賠償請求（求償）を行います。

「4. 健康保険給付等（9）積極的な債権管理回収業務の推進」で述べたとおり、損害賠償金については、比較的高額となるケースが多いため、損害保険会社等と早期折衝を実施し、点検効果額の向上に努めました。

29 年度の加入者 1 人当たりの外傷点検効果額は 221 円となり、前年度と比較して 4 円（1.8%）増加しました。

〔(図表 5-66) 加入者 1 人当たりレセプト点検効果額の推移〕



※ 資格点検：保険診療時における加入者の資格の有無等に係る点検  
内容点検（診療内容等査定効果額）：診察、検査、投薬等の診療内容に係る点検  
外傷点検：保険診療の対象となった外傷が労働災害や交通事故等の第三者の行為に起因するものか否か等の給付発生原因に係る点検



〔(図表 5-67) 各支部における加入者 1 人当たり点検効果額〕

(単位:円)

支部	資格点検		外傷点検		内容点検		診療内容等査定効果額	
	29年度	(前年度)	29年度	(前年度)	29年度	(前年度)	29年度	(前年度)
北海道	1,312	(1,193)	228	(211)	457	(350)	199	(200)
青森	1,271	(1,286)	197	(155)	1,022	(334)	86	(92)
岩手	1,559	(1,394)	160	(137)	390	(367)	229	(212)
宮城	1,414	(1,170)	160	(180)	500	(416)	152	(116)
秋田	937	(1,227)	205	(107)	398	(170)	91	(114)
山形	1,675	(1,402)	161	(188)	1,661	(281)	78	(78)
福島	1,138	(1,113)	211	(209)	337	(281)	149	(106)
茨城	1,032	(1,149)	175	(158)	545	(610)	267	(265)
栃木	1,296	(1,235)	131	(257)	417	(471)	190	(230)
群馬	1,646	(1,618)	222	(247)	301	(291)	116	(108)
埼玉	1,103	(1,207)	168	(234)	313	(317)	158	(143)
千葉	1,150	(1,128)	265	(303)	263	(254)	168	(181)
東京	1,129	(1,130)	202	(151)	269	(429)	90	(94)
神奈川	1,248	(1,292)	197	(171)	256	(240)	113	(117)
新潟	1,106	(1,364)	184	(178)	283	(294)	137	(173)
富山	1,329	(1,174)	266	(161)	598	(264)	98	(76)
石川	1,436	(1,434)	237	(236)	567	(260)	86	(79)
福井	1,436	(1,336)	230	(241)	465	(267)	169	(129)
山梨	1,063	(1,566)	255	(174)	431	(351)	111	(111)
長野	1,169	(1,350)	194	(202)	625	(487)	155	(154)
岐阜	1,058	(1,050)	197	(177)	313	(280)	114	(91)
静岡	1,000	(956)	207	(192)	256	(216)	129	(148)
愛知	972	(935)	233	(259)	289	(246)	104	(95)
三重	1,198	(946)	177	(242)	241	(243)	87	(78)
滋賀	1,140	(1,121)	206	(180)	929	(184)	128	(105)
京都	1,230	(1,250)	225	(205)	304	(324)	138	(135)
大阪	1,274	(1,325)	200	(197)	443	(356)	228	(192)
兵庫	1,130	(967)	261	(304)	377	(324)	125	(126)
奈良	1,472	(1,569)	320	(278)	480	(260)	130	(153)
和歌山	1,683	(1,668)	178	(311)	975	(316)	246	(219)
鳥取	1,975	(2,066)	120	(114)	581	(427)	205	(203)
島根	1,590	(1,687)	163	(238)	457	(311)	129	(94)
岡山	1,361	(1,464)	305	(350)	218	(183)	152	(148)
広島	1,228	(1,326)	205	(184)	306	(248)	123	(127)
山口	1,921	(1,615)	188	(235)	898	(325)	85	(203)
徳島	1,487	(1,259)	250	(233)	580	(535)	78	(88)
香川	1,492	(1,762)	386	(319)	351	(227)	135	(132)
愛媛	1,247	(1,198)	302	(347)	345	(285)	136	(122)
高知	1,628	(1,673)	296	(278)	852	(257)	156	(144)
福岡	1,475	(1,512)	250	(253)	571	(392)	244	(273)
佐賀	1,587	(1,734)	434	(314)	1,712	(215)	73	(85)
長崎	1,480	(1,422)	285	(244)	1,470	(526)	189	(225)
熊本	1,500	(1,414)	335	(253)	465	(226)	88	(107)
大分	1,560	(1,698)	194	(168)	614	(271)	97	(92)
宮崎	1,352	(1,502)	240	(338)	1,693	(344)	156	(144)
鹿児島	1,292	(1,523)	272	(224)	392	(178)	110	(99)
沖縄	1,548	(1,342)	202	(163)	1,411	(457)	116	(115)
全国	1,263	(1,267)	221	(217)	466	(328)	144	(143)

## 協会の運営に関する各種指標(数値)【全国計】

### 【目標指標】

サービス関係指標		目 標	実 績
サービススタンダードの遵守	健康保険給付の受付から振込までの日数の目標 (10営業日)の達成率	100 %	99.99 % ( 99.99 % )
	健康保険給付の受付から振込までの日数	10営業日以内	8.03 日 ( 8.11 日 )

保健事業関係指標			目 標	実 績
健診の実施	特定健康診査実施率	被保険者	58.0 %	49.6 % ( 48.5 % )
		被扶養者	35.9 %	23.2 % ( 22.2 % )
事業者健診の取得	事業者健診のデータの取込率(被保険者)		16.2 %	6.4 % ( 6.2 % )
保健指導の実施	特定保健指導実施率 (6ヶ月後評価まで完了した者)	被保険者	14.5 %	13.7 % ( 13.3 % )
		被扶養者	4.1 %	4.5 % ( 3.6 % )

医療費適正化等関係指標		目 標	実 績
レセプト点検効果額	加入者1人当たり診療内容等査定効果額 (医療費ベース)	143円以上	144 円 ( 143 円 )
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合(注3) (数量ベース)	72.1 %	72.1 % ( 68.8 % )
加入者・事業主への広報	メールマガジンの新規登録件数 [メールマガジンの登録件数(30年3月)]	13,000件	30,479 件 ( 20,873 件 ) [ 115,154 件 ( 91,871 件 ) ]

(注1) 各数値は特に注記がないものについては、29年4月1日から30年3月31日までの実績値。

(注2) ( )内の数値は、前年度同期における数値。

(注3) ジェネリック医薬品使用割合は年度平均。

協会の運営に関する各種指標(数値)【全国計】

【検証指標】

		実 績	
各種サービスの利用状況	インターネットによる医療費通知の利用件数(注3)	12,534 件 ( 3,293 件 )	
	任意継続被保険者の口座振替利用率(30年3月)	30.4 % ( 31.1 % )	
事務処理誤りの防止	「事務処理誤り」発生件数	77 件 ( 181 件 )	
	任意継続関係	2 件 ( 9 件 )	
	健 保 給 付 種 別	療養費	6 件 ( 19 件 )
		高額療養費	8 件 ( 28 件 )
		傷病手当金	18 件 ( 47 件 )
		出産手当金	1 件 ( 7 件 )
		出産育児一時金	1 件 ( 6 件 )
		埋葬費/埋葬料	1 件 ( 2 件 )
		移送費	0 件 ( 0 件 )
		貸付金(高額医療費・出産費)	1 件 ( 0 件 )
	医療費のお知らせ	0 件 ( 0 件 )	
	健診関係	4 件 ( 14 件 )	
	誤送付	25 件 ( 24 件 )	
	紛失	4 件 ( 3 件 )	
その他	6 件 ( 22 件 )		
お客様からの苦情・意見・お礼	お客様からの 苦情・意見・お礼の受付件数	苦情	311 件 ( 434 件 )
		ご意見・ご提案	1,167 件 ( 1,184 件 )
		お礼・お褒めの言葉	419 件 ( 491 件 )
お客様満足度	窓口サービス全体としての満足度	97.6 % ( 97.4 % )	
	職員の応接態度に対する満足度	97.4 % ( 97.0 % )	
	訪問目的の達成度	97.6 % ( 97.2 % )	
レセプト点検	加入者1人当たり資格点検効果額(注4)	1,263 円 ( 1,267 円 )	
	加入者1人当たり外傷点検効果額	221 円 ( 217 円 )	
	加入者1人当たり内容点検効果額	466 円 ( 328 円 )	
健診・保健指導の効果	メタボリックシンドローム該当者および予備群の減少率(注5)	19.5 % ( 19.7 % )	
	特定保健指導利用者の改善状況(注6)	26.5 % ( 26.9 % )	

## 協会の運営に関する各種指標(数値)【全国計】

		実 績		
ホームページの利用	ホームページへのアクセス件数 (平日における1日当たり平均アクセス数)	91,631 件 ( 84,412 件 )		
	ホームページの利用目的達成度	「トップページ」及び「カテゴリページ」 平均離脱率 (注7)	11.3 % ( 12.5 % )	
		「コンテンツページ」 平均滞在時間 (注8)	111.7 秒 ( 118.5 秒 )	
都道府県との連携	都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参加支部数 (30年3月)	38支部 ( 31支部 ) 設置数[ 38 ] ( [ 32 ] )		
	都道府県ジェネリック使用促進協議会への参加支部数 (30年3月)	41支部 ( 41支部 ) 設置数[ 43 ] ( [ 42 ] )		
申請・届出の郵送化	申請・届出の郵送化率	86.7 % ( 83.4 % )		
業務の効率化・経費の削減	契約件数及び割合 (100万円を超える契約)(注9)		649 件 [ 100.0 % ]	
		一般競争入札による契約	317 件 [ 48.8 % ]	
		企画競争による契約	64 件 [ 9.9 % ]	
		随意契約	268 件 [ 41.3 % ]	
	随意契約の内訳 (100万円を超える契約)(注9)		268 件 [ 100.0 % ]	
		事務所賃貸借(工事、清掃費)関係	60 件 [ 22.4 % ]	
		システム(改修、保守、賃借)関係	91 件 [ 34.0 % ]	
		窓口相談業務の社会保険労務士会への委託	6 件 [ 2.2 % ]	
		広報(新聞等)関係	17 件 [ 6.3 % ]	
		一般競争入札業者決定までの経過的な契約	0 件 [ 0.0 % ]	
		一般競争入札不落による契約	7 件 [ 2.6 % ]	
		その他	87 件 [ 32.5 % ]	
	コピー用紙等の消耗品の使用状況(注9)		コピー用紙(A4)	32,030 箱 ( 34,091 箱 )
			プリンタートナー(黒)	2,593 個 ( 2,725 個 )
			プリンタートナー(カラー)	1,904 個 ( 1,904 個 )

(注1) 各数値は特に注記がないものについては、29年4月1日から30年3月31日までの実績値 (お客様満足度は29年11月から12月における調査結果)。

(注2) ( )内の数値は、前年度同期における数値、[ ]内の数値は構成比を示す。

(注3) インターネットによる医療費通知の利用件数については、協会システムのインターネット環境からの遮断により27年6月から28年11月までサービスを停止していたため、( )内の前年度の数値は、28年12月からの数値となる。

(注4) 23年10月より実施している請求前資格確認の効果は含んでいない。

(注5) 「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率」(対28年度)

・28年度にメタボリックシンドローム該当者または予備群であった者のうち、29年度にメタボリックシンドローム該当者または予備群でなくなった者の割合

(注6) 「特定保健指導利用者の改善状況」(対28年度)

・28年度特定保健指導を利用した者のうち、29年度は特定保健指導対象者ではなくなった者の割合

(注7) 「トップページ」及び「カテゴリページ」は、項目を一覧して他のページに遷移するためのページであり、年間アクセス件数ランキングの上位15位の離脱率が一般的なマーケティングの基準ライン(40%未満)をクリアしていれば利用目的が達成できたと評価する。

(注8) 「コンテンツページ」は、広報内容を具体的に掲載したページであり、年間アクセス件数ランキングの上位15位の平均滞在時間が、そのページを理解するのに必要な一定の閲覧時間(60秒以上)滞在していれば利用目的が達成できたと評価する。

(注9) 船員保険分を含む。